

令和4年第1回
笠間市議会定例会会議録 第4号

令和4年3月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	12番	畑岡洋二君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	14番	藤枝浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小菌江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君	
副	市	長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	中 村 公 彦 君
政 策 推 進 監	北 野 高 史 君
総 務 部 長	石 井 克 佳 君
市 民 生 活 部 長	金 木 雄 治 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	吉 田 貴 郎 君
上 下 水 道 部 長	横 手 誠 君
市 立 病 院 事 務 局 長	後 藤 弘 樹 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 長	堂 川 直 紀 君
笠 間 支 所 長	太 田 周 夫 君
岩 間 支 所 長	島 田 茂 君
総 務 課 長	橋 本 祐 一 君
総 務 課 長 補 佐	鶴 田 宏 之 君
危 機 管 理 室 長	川 又 英 生 君
学 務 課 長	稻 田 和 幸 君
おいしい給食推進室長	根 本 薫 君
おいしい給食推進室長補佐	小松崎 慎 治 君
都 市 計 画 課 長	横 山 孝 夫 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	大 嶋 信 二 君
商 工 課 長	川 又 信 彦 君
商 工 課 長 補 佐	桑 嶋 一 志 君
建 設 課 長	赤 上 信 君
建 設 課 長 補 佐	鬼 澤 美 好 君
建 設 課 長 補 佐	田 中 博 君
消 防 本 部 警 防 課 長	谷 口 哲 也 君
感 染 症 対 策 室 長	佐 伯 優 子 君
健 康 増 進 課 長	小 澤 宝 二 君
健 康 増 進 課 長 補 佐	菅 谷 清 二 君
環 境 保 全 課 長	小 里 貴 樹 君
環 境 保 全 課 長 補 佐	大 内 光 広 君
資 産 経 営 課 長	持 丸 公 伸 君
資 産 経 営 課 長 補 佐	前 嶋 進 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	堀 越 信 一
議 会 事 務 局 次 長	西 山 浩 太
次 長 補 佐	松 本 光 枝
係 長	神 長 利 久
主 幹	塩 田 拓 生

議 事 日 程 第 4 号

令和4年3月15日（火曜日）

午 前 10時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（石松俊雄君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。本日の欠席議員は20番小菌江一三君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（石松俊雄君） 日程について、報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第4号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番村上寿之君、10番石井 栄君を指名します。

一般質問

○議長（石松俊雄君） 日程第2、一般質問に入ります。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式からの選択となっております。質問は項目ごとに質問し、その項目が完結した後に、次の質問項目に入っていただくようお願いをいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内であります。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言をし、必ず議長の許可を得て発言をしてください。また、議員、執行部とも分かりやすい質問、答弁に努めていただきますようお願いを申し上げます。

それでは最初に、1番坂本奈央子君の発言を許可いたします。

〔1番 坂本奈央子君登壇〕

○1番（坂本奈央子君） 1番、かさま未来の坂本奈央子です。議長より許可をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。質問は、一問一答方式で伺います。

大項目1、学校の働き方改革について。

学校における教師の常態化した長時間労働の実態は極めて深刻で、教師の働き方を見直し、改善していくことは急務となっております。文部科学省は、学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、市区町村別の公表等や取組事例の展開を通じて働き方改革の取組を促すことを目的として、昨年9月に調査を実施し、今年1月にその調査結果を踏まえた学校における働き方改革を一層推進する上での留意事項について通知しています。特に留意する事項として、学校及び教師が担う業務の役割分担、適正化についてやICTを活用した校務効率化について、教員業務支援員、スクールサポートスタッフについてなどの7項目が挙げられています。笠間市においても、部活動指導員を配置するなどして学校の働き方改革に取り組んでいます。

そこで、市におけるこれまでの働き方改革の進捗状況や今後のさらなる取組について伺います。

小項目①「学校の働き方改革プラン策定について」、令和2年12月の定例会での私の質問に対する答弁の中で、働き方改革プランを策定する予定とのことでしたが、プランは策定されたでしょうか伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

[教育長 小沼公道君登壇]

○教育長（小沼公道君） 1番坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、プランは策定されているのかという御質問でございますけれども、プランの策定につきましては、令和3年4月に働き方改革推進委員会を組織しまして、その委員会を中心となり、学校の働き方改革プランを策定いたしております。

以上でございます。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） では、そのプランの概要について伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。自席でどうぞ御答弁ください。

○教育長（小沼公道君） 議長の許可をいただきましたので、自席で答弁をさせていただきます。

プランの概要についてお答えをしたいと思います。

プランの概要につきましては、それぞれの先生方の在校時間の適切な把握と意識の改革、それから休暇取得の促進、さらには教育委員会が主催する会議、研修会の見直しなどを明記し、働き方改革推進委員会主導による学校業務の改善の推進と学校マネジメント力の向上を目指しているところでございます。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 今、お話にありました策定されている内容としては、在校時間の明確化ですとか意識改革というお話がありましたが、業務改善の推進の施策というところでは、コロナ禍のために集まって研修して会議をしたり、そういうことを行うことが難しい状況になってしまったということもあって、ICTを活用したりリモートでの研修や会議の実習ということが当たり前となった、そのことで出張回数が減り、業務軽減につながったということもあると思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員御指摘のとおり、主な研修会をリモートですることによって、在校で会議ができます。それから有効な話合いもZoomを通じてやれるようになったので、先生方のスキルアップにもなるし、先生方の心の余裕にもつながっているというところでございます。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） ICTの活用については、文科省の通知にもあるように、ICTを活用した校務効率化を進めて教職員や保護者の負担軽減を図ることとありますので、さらにできることから実行していただきたいと思いますところでは、

では、プランなのですが、単年ごとに計画していくものなのか、あるいは同じ内容で目

標設定だけを更新していくというようなことかというところを伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） プランにつきましては、当面の目標値を定めながらやっている状況でございます、もちろん各学校の取組状況においてプランのほうを変えていく、そういうふうな考え方でおります。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 分かりました。

では、策定されたプランは全ての先生方が把握して共有されているか、どのように先生方に周知をされているか伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先生方への周知につきましては、働き方推進委員会が開催されるごとに各学校で報告がなされておりますので、共通理解の下で職員が一丸となって目指していると思っています。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 先ほど、先生方の意識改革もプランの中に入っているというお話がありましたが、改革プランの内容をそれぞれの先生方が共通認識として共有して進められていくことが重要かと思っておりますので、そのように進めていただきたいと思っております。

では、働き方改革推進委員会のメンバーはどのような構成になっているのか、また、委員会の活動内容はどのようになっているか伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをいたします。

まず、働き方改革の推進委員会のメンバーとしましては、市内各小・中・義務教育学校の代表者を1名ずつ、それから校長会の代表者を2名、そして市教育委員会の代表者で構成をされております。活動内容としましては、委員会を年3回ほど開催し、各学校における働き方改革の推進状況の確認、それと取組状況をお互いの学校で共有しまして、それぞれの学校でよい点を学校に持ち帰り、さらなる改革を進めるための活動を行っております。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 定期的なミーティングを行って、進捗状況などを確認しているということです。どこが主体となって働き方改革を進めていくのかということ、教育委員会と改革推進委員会であるとの以前の答弁がありましたので、そのように実施されているということで確認しました。委員会で決定された事項や議論された内容については、そのメンバーの先生方が、それぞれ自分の学校に戻って自分の学校の先生方に今もそのようにさ

れているというお話だったのですけれども、校長先生をはじめ全ての先生方に共有されるということがとても重要なことと思いますので、そのようなサイクルで改革を進めていただきたいと思います。プランの策定状況については分かりました。小項目①を終わります。

小項目②「県の学校の働き方改革推進モデル校となった市内の学校の取組について」伺います。どのような取組を行ったのか、実際に行った実施内容について伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 本年、それから前年度、令和2年から令和3年にかけて2年間、本市におきましては、県の働き方改革推進モデル校として、笠間小学校及び笠間中学校が指定を受けております。

笠間小学校におきましては、学年ごとによる定時退勤日の設定、それから職員会議の廃止、夏季休業期間中に5日間の授業日を設定しまして、その加算された時数を各学期の繁忙期に当たる授業数の縮減に充てています。例えば、6時間授業を5時間授業にするという形です。先生方の事務処理時間の生み出しを進めてまいりました。

また、笠間中学校におきましては、授業時間割の工夫、例えば休み時間、昼休みを削って5、6時間目を上に上げるという方法、そういう工夫をしたり、校務分掌いわゆる先生方の担当業務内容をポイント制によって見える化しまして業務量の平準化を図ったり、小学校と同様に、夏季休業期間中における授業日の設定に伴う放課後の時間の有効活用、さらには部活動に複数顧問制を導入したりして、学年学級事務の時間確保を実践してまいりました。

そのほかとしまして、茨城県の学校業務アウトソーシング促進事業、そういうものの委託を受けまして、テストの採点業務、それから校内の清掃業務、そして下校時の安全誘導業務などを外部委託しまして、業務内容及び時間の削減を図ってまいったところです。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） お聞きしていますと、時間割の工夫であったり、かなり新しい取組にも取り組んでいらっしゃる様子だったのですけれども、アウトソーシング事業というのも、県が設定したというか提案されたことなのかもしれないのですが、様々なそのような取組をされた結果としてどのような効果があったか、先生方の意識としてすごくよくなったとか、ここはさらにこう改善していく必要があるとか、何かフィードバックのようなものがあれば伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

平成2年度においては、先ほど申し上げた学校業務をアウトソーシングすることによりまして、教職員の業務時間を大幅に削減することができました。令和3年度においては、

笠間小学校では、学校行事を見直すことによりまして、授業時間を18時間多く確保することができました。笠間中学校では、部活動の複数顧問制で空いた時間を活用してICT研修を実施し、タブレット端末の授業の中での有効活用が図られた、いわゆる児童・生徒に還元することができたということで、子どもたちも先生方も大変好評な取組になっています。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 先生方にも好評で、さらに有効な時間活用にもなっているということが言えるということでは、今後もそのような取組は継続されていくのか、あるいは笠間小・中に限らず、市内のほかの学校でも実施していくようなことが想定されているでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

そもそも働き方改革、学校における働き方改革というのは、学校によりましては、先生方の就業時間というのは8時から4時半までになっています。でも、8時に出勤してくる先生は全くおりませんので、いわゆる7時半なり7時に出勤してくる先生方、その部分が超過勤務になっているのが、今、現状です。

ですから、先生方がそれを当たり前として今まで自覚できなかった、それが業務内容として当たりの活動なのだということから改革をしなくちゃいけないというところで、各学校において笠間小学校、笠間中学校の取組を先生方自身が自覚することによって、自分たちの心の余裕、そして教材研究ができる時間を持たせようという、そういう取組になっているのが現状ですので、今後もこの取組をしっかりと進めていきたいと思っています。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） そうですね。ぜひ、県のモデル校指定となって新しいことにも取り組んで、さらには一定の成果も得られているということなので、ぜひその取組については継続して行っていただきたいですし、それとほかの学校にもそれぞれ各学校の事情というものがあるかもしれないのですけれども、推進委員の方たちを中心に、ぜひよい取組についてはほかの学校でも取り入れていくというような取組を進めて行っていただきたいと思います。小項目②を終わります。

小項目③「残業時間の状況」について、残業時間の状況はどのようになっているのか、また、昨年度との比較ではどのようになっているか伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

残業時間の現状についてでございますけれども、市内小・中・義務教育学校における教職員の1か月当たりの平均超過勤務時間は、新型コロナウイルス感染症による休校などの

影響が少なかった時期の10月で比較をしたいと思いますが、令和2年10月は62時間でありました。それに比べ、令和3年10月では45時間となり、17時間の減少となっております。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 一時期はコロナ禍で休校等になったので、急に残業時間が減ったという状況があったと思うのですけれども、今の御答弁で、休校等が少ない時期の状況であっても17時間の削減がされたということで、それは先生方の意識改革が進んだというところなのかなと推測するところなのですけれども、働き方改革プランにおける目標設定が、令和3年度末までに月当たりの超過勤務時間が45時間を超える教員をゼロにするとなっておりますが、今のお話しですと達成できそうな様子なののですけれども、まだ年度が終わっていないので確定値ではないとは思いますが、予測として達成できそうかどうか伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 目標値を達成しているかとの御質問でございますけれども、議員御指摘のとおり、45時間以内ということを目指しておりますが、直近の例としまして、令和4年1月における小学校の平均は25時間でございます。中学校においては42時間であり、中学校の超過勤務時間が多くなっているのが現状かなと、そういうふうに思っています。年度を通して全体的に見ると、年度始めの学級づくりの時期であったり、それから各学期ごとの成績処理の時期に業務が集中し、超過勤務がある傾向となっているという現状がうかがえるかと思えます。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） ということは、令和3年度については達成できそうであるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） そのような方向性でおります。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） そうですね。達成できることにこしたことはないと思うのです。せっかくプランを策定して、それに向けて皆さんで進んでいこうということなので、ただ目標を掲げたけれども達成できないままというのはよくないので、それは避けたいところですし、ただ、残業時間については、先生方が多分自己申告でタイムカードを押しているという状況があると思うので、これはインターネット等の情報ですけれども、タイムカードを押しているけれども、退勤時間を押してからも残業で学校に残っているというような、虚偽申告になるのでしょうかというような状況がなきにしもあらずということが、文科省としてもどうやら把握しているようなので、ぜひとも笠間市においてはそのようなことがないように徹底して残業時間の管理は行っていただきたいと思うところなのですが、達成

したにしろ未達成であったにしろ、どのような理由で残業時間がそういう結果となったかという検証を行っていくことになると思うのですが、そこは各学校で行っていくのか、それとも改革推進委員会のところで行っていくのかということを伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをしたいと思います。

やはり、勤務時間の超過については、本人の自覚がない限りは、先ほど議員がおっしゃったように、タイムカードを押した後の超勤というのがあると思うのですが、学校教育の性質上、小学校においては教科担任制を引いてないので、全ての教科を1人で教えずに教えないといけないということは、1日6時間を毎日6時間の教材研究をしなくちゃいけないというのがあるのです。先ほど申し上げた8時から4時半までの勤務時間の中で、3時20分に6時間目が終わって、残り70分の中で6こまの教材研究が果たしてできるのかどうかというところが一番問題なわけです。そこに生徒指導が入ったり、保護者への対応が入ったり、外部との折衝が入ったりという時間の中で、先生方がその授業を生み出していき、それから成績処理の時間帯には丸つけをしなくちゃいけない、その業務もある。1年生においては、連絡帳を返す時間もある。給食も食べないほど頑張っている先生方もいるという現状があります。

中学校においては、教科担任制なのですが、要するに、部活動の時間が3時20分で6時間目が終わって、その後、部活動に入ったら4時半以降、必ずその時点で超過勤務1時間が出るわけです、部活動。ですから、そういう学校の現状を考えたときに、先生方は本当に自覚をして働き方改革をするためには、やはり教育委員会が指導よりも、先生方が各学校の中でそれをどうやって変えていくかというふうな、そういうふうな方向づけを我々はしていきたいと、そして先生方に豊かな気持ちで授業を進めていただいて、子どもたちを本当に温かく見守ってほしいという、そういう気持ちでいます。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 様々な本当に業務量が多いという状況が今のお話で分かるところなのですが、超過時間や残業時間については、各学校でやはり現場の先生方が改善について取り組んでいくということが必要であるというお考えのことは分かりました。

何が原因となっているのか、適正な業務量であったかどうかということなどを明確にしていけないと改善のしようがないです。どこをどういうふうにするかという時間を振り出すのかということを検証するには明確にしないといけないと思うので、当たり前のことで、そこは必ず検証を業務適正化というところを確実に実施していただきたいと思えます。

また、さらに今後の取組を進めていくところで言うと、冒頭申し上げた文科省の留意事項通知には、働き方改革に係る取組や在校時間の状況の公表に努めることとありまして、

公表を実施している市区町村教育委員会は調査結果において約6%と低い割合で、今後、積極的に取り組むこととしていますので、笠間市においても今後は時間等の公表について定期的に公表していただきたいと思います。小項目③を終わります。

小項目④「外部人材の活用状況」について、部活動指導員の配置を笠間市は行っておりますが、その配置状況はどのようなになっているか伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

本年度は、市内の中学校4校に4名を採用しております。主に柔道部、剣道部、陸上部、バスケットボール部において配置しまして、専門的な技術指導を行っている状況です。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） では、導入をしている学校の反応や導入することによる効果としては、どのようなことがあるのでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

私は、子どもたちに本物を見せるというのは、大変重要なことだと思っています。部活動を指導している教員の中には専門性を持った者が少ないものですから、生徒にとっては専門的な指導者の技術指導を受けることができ、競技に対する意欲と能力の向上につながっていると思っています。また、部活動顧問にとっては業務の負担軽減につながっておりますので、この取組は教員も生徒にも大変有効であることから、令和4年度は9名に増やす予定であります。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） そうですね。これについては、文科省が令和5年度以降に休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする方針を出しており、各地域で実践研究を行いながら、段階的に着実な取組を進める必要があるとしています。

笠間市としても、段階的な移行へ向けて、その関係者の意識改革や地域との連携準備等を進めていく必要があるのではないかと考えますが、これについて教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 部活動の一番の問題点は、いわゆる上部の大会につながるという大会があるということが、大きなネックになっております。ですから、これは全国中体連とのすり合わせも必要なので、一市町村で教育委員会で考えることがなかなか難しいというところがありまして、あとは保護者の意識改革です。部活動イコール勝つ指導という

のが本当にそれでいいのかという、それが地域移行していくことによって、地域移行の指導者、例えば文科省では平成5年度から地域の方々を外部指導者として招き入れるということなのですが、3時半から6時までの間、自分の仕事を休んで来てくれる指導者が本当にいるのかという、人材を発掘することが我々としては大変重要なことなので、今後、スポーツコミッションも推進していくので、その中でそれを活用しながらスポーツ団体との連携を図りながらやっていくような方向性でおります。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） そうですよ。今、お話にもありましたように、なかなか人材確保というところも難しいですし、完全に本当に移行できるのかなとちょっと懐疑的なところもあるわけなのですが、一方で、各自治体ごとに環境やそれぞれ抱える課題がある中で一律にスタートできるものではないということで、よって文科省としても段階的に移行していこう、実施していこうとしていると思うので、移行実施へ向けてどのくらい準備していくかということが重要になってくると考えます。

中学校勤務の職員の業務負担においては、教育長のお話にもありましたが、部活動を負担と感じる教員が多いという実態があるわけなので、どのようなやり方があるのか、今お話にありました、スポーツコミッションを活用するとか、教員や保護者の意見を聞きながら準備を進めていただきたいと思います。

では、部活動指導員とは別に、学習プリント等の印刷業務や学校の消毒作業等をサポートするスクールサポートスタッフの配置状況はどのようになっているか伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

学校サポーターもしくはスクールサポートスタッフの活用についてだと思えますけれども、市内の各小・中・義務教育学校13校に学校サポーター、それから2校にスクールサポートスタッフを配置しております。主な業務内容としましては、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症対策の消毒作業を行ったり、学習の補助業務、プリントの印刷とか配本作業とか、そういうものの業務を担っていただいております、先生方の業務軽減につながっております。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 実際に13校で学校サポーターの配置、そして2校ではスクールサポートスタッフという配置をされていることなのですが、今ちょっと触れられていたけれども、先生方には業務軽減となって好評であるということでもいいのですかね。

では、スクールサポートスタッフについても、文科省としては教育業務支援員の一層の配置促進を図ることとしていまして、令和4年度の予算要求においても103億円、人数にして2万4,300人、前年と比べて1万4,700人の増で支援員を配置するとの方針のようですので、このような予算も活用できるということになれば積極的に活用して配置をしていた

だきたいと思います。小項目④を終わります。

小項目⑤「市採用による常勤・非常勤講師の配置について」、学校の働き方改革を進める具体的な施策には、今、お話に出たような、教員以外の人材の配置ということがあるわけですが、本来であれば、正採用の教員数を多く配置することのほうが学校の働き方推進には効果的なのではないかと考えるところです。

昨日の安見議員の質問にもありましたが、全国的に教員数が不足しているという厳しい状況にあるわけですから、配置される先生の数が増えれば、分担する業務も軽減するわけで、現場の先生方はそれが一番助かるのではないかと思うところです。

ところが、教員数の定数については文科省が定数の標準を決定しているということで、学級数などに応じて教職員は何人配置されますよということが示されていて、一定の財源も国が手当てしている。その財源の下、実際の配置の検討・決定は、各都道府県と政令指定都市の教育委員会が行うということで、市の教育委員会では、その配置数については要望はできても決定権限はないということなのです。その配置で不足している部分については、県費負担で常勤、非常勤の教職員を配置しているというのが現状となっているわけです。それでも不足している、あるいはさらに教員を配置して教育の充実を図ろうとする場合は、市町村の判断で独自に教職員を任用することが可能であるということです。

笠間市では、外国人英語指導助手として、優秀な外国人の英語のアシスタントティーチャーを学校に配置していますが、これは市独自で任用しているところです。しかし、教員免許のある日本人の教職員について、市の独自の任用については現状では行っていません。茨城県内において、東海村や鹿嶋市、つくば市などでは独自に教職員を任用している自治体がありますが、笠間市においても市独自に教職員の任用を行うことについてはどうか、検討していくことはできるか伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをしたいと思います。

昨日の安見議員の答弁でも申し上げたとおり、今、教員の絶対数が少なくなっております。それは全国的に見ても講師の数が少なくなっているということで、議員御承知のとおり、教壇に立って授業を行えるのは教員免許状を持っている人しかできません。ですから、AETに関してはアシスタントの、ですからT2の形を取りますので、免許がなくても授業ができる状況にあるわけです。その免許を持っている講師をいかに見つけ出すかということが各教育委員会には課題になっておまして、希望であれば各学校も先生方がたくさん増えることは、それは十分ありがたいことですが、現状としては現実的には難しい状況であると考えています。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 今、お話にありました、絶対数が少ないので募集してみても人が集まってこないという厳しい状況であるということは分かる御答弁なわけですが、それ

でも実施している自治体もあるわけですので、笠間市でぜひやりたいというような先生ももしかしたらいるかもしれないと思われ、ぜひ独自の任用に向けて検討していただきたいと思います。なかなか人材確保が難しいということであれば、今は県に講師登録のようなことをして、市に直接履歴書を持って来てくださる方もいるとは思いますが、募集の方法を教員免許を持つ方が登録できるようなホームページを作成して、市独自でもっと活発に行っていくというようなことはできるのではないかと考えるのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 御指摘ありがとうございます。

実は、本年度も教育委員会の職員のほうで「笠間市で働いてみませんか」というビデオを作りまして、これをビデオを配信しています。これは、いわゆる笠間市以外で働いている先生方を笠間市に呼び集めるための県としての取組の一部なのですけれども、そういう状況が、やっているというのがあります。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 全国的にも教員の不足は起こっていることですから、随時募集としてホームページに掲載している自治体もあれば、採用が決定した時点で掲載をやめるというところもあるようでして、スクールサポートスタッフですとか学校サポーターについても言えることだと思いますが、必要になったときに人材バンク的なことで登録してある方々がいることはとても有効だと考えられますので、市独自の教職員任用と合わせて、県費で採用される講師についても、ホームページにおける人材登録募集制度のようなことについて、ぜひとも前向きに、今後、御検討いただきたいと思います。

文部科学省は、学校の働き方改革は、教職員の負担を軽減、削減するためだけに求められるものではなく、質の高い学校教育を持続可能なものにするためにも必要であるとしています。今年1月の留意事項の通知の中では、働き方改革を進める上で校長の役割が大きいことから、校長がその権限と責任を踏まえて適切に対応できるよう、教育委員会が必要な指示や支援等に努めるよう求めていますので、各学校の校長先生方の改革推進を後押しできるよう教育長のリーダーシップのもと、教育委員会としての取組を進めていただきたいと思います。大項目1を終わります。

大項目2、スクールロイヤー制度の導入について。

虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加していることから、文部科学省は、学校をサポートするスクールロイヤーの配置など、教育行政に係る法務相談体制の整備を支援していくとしています。そこで、市におけるスクールロイヤー導入について伺います。

小項目①「いじめの実態調査について」、いじめの実態調査は実施しているか、またその調査結果はどのような状況になっているでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） スクールロイヤール制度の導入についてのいじめの実態調査の部分についてお答えをしたいと思います。

いじめの調査につきましては、本市としましては、いじめの実態を細かく把握するために、1年間を3期に分けて3度調査を行っております。具体的な調査内容では、いじめの概要や認知方法、それから学校及び教員の対応と指導の内容、そして解消の有無の把握となっております。各学校がいじめを把握することによりまして、いじめの根絶、それから未然防止を含めた適切な対応を行おうとする意識の高揚が、各学校で図られていると思っております。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） いじめの実態調査については、年に3回ということで、定期的には実施されているということです。

では、その調査結果の中でSNS上のトラブルの実態は把握されているか、あるか伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

本年度を例に取ってお話をさせていただきますけれども、7月に行った1回目のいじめ調査、それから12月に行った2回目のいじめ調査の合計で、本年度は小学校で5件、それから中学校で4件報告をされております。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 全体数がどれぐらいか分からないので、件数としてはもしかして多くないのかもしれないのですけれども、SNS上でのいじめの問題も発生しているということで、実態については分かりました。小項目①を終わります。

小項目②「トラブルが発生した際の対応について」、学校においてトラブルが発生した際の対応はどのようなになっているでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 対応についてお答えをしております。

対応につきましては、各学校で市が策定しているいじめ防止基本方針を基に、トラブル発生後、いじめ防止対策委員会を各学校で設置し、それを開催しまして、いじめの認知と共通理解を行い、組織的にいじめへの対応指導を行っておるのが現状です。

トラブルが発生した際は、すぐに教職員間で情報を共有しまして、徹底調査、そして事

実の確認を行います。その後、特に被害児童・生徒を最優先に考えて守ること、それから加害児童・生徒、その保護者への指導等をいつ、どこで、誰が、どのようにやるのかという役割をはっきりさせた上で、市教育委員会と連携しながら対応をしている状況です。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 学校の現場でいじめが認知されましたら、やはり先生方が調査、事実を確認していくということで、そここのところでスムーズに解決に行く場合はいいのですが、それ以上こじれてしまうと云いますか、さらには重大案件のような場合は、さらに段階を経て教育委員会等が含まれるような体制にはなっているのでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 小さいいじめ案件、それからトラブル等についても、各学校から教育委員会のほうでは全ての事件を把握するようにしています。そのたびに指導主事のほうから指導を入れて、こういう状況で改善したほうがいいだろうという、そういう指導をしながら行っておるので、今後もそういう形で取り組んでいきたいなと思っています。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） では、教育委員会が加わるタイミングというか、小さい案件についてももちろん関わってはいるが、重大案件になるといじめ調査委員会などが設置されていくということで、さらには議会等も含めた再調査委員会等も重大案件については開催されるようになるようなのですが、そこに法務に詳しいメンバーが調査委員会等には入っているか伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

市で開催するいじめ調査委員会のメンバーの中に、弁護士が1名配置されております。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 分かりました。委員会には弁護士がメンバーに入っているということで、重大案件となった案件については、委員会において法的なアドバイスが受けられる、得られるということで理解しました。小項目②を終わります。

小項目③「スクールロイヤーの導入について」、今、お話にありました委員会等が設置されれば、そこで法的な知識がある方に参加いただき、意見やアドバイスがいただけるということなのですが、学校ではそのような重大事態になる前に、先生方で対応しなければいけない状況があります。今、お話にありましたように、先生方が事実確認を行って、子ども、もしくはどういう経緯でそのような事態になったのか、そしてさらには保護者にも聞いたり、やり取りが発生してくるわけです。法的な意見が必要となる場面も出てくると、そういったときに法務に詳しい方に相談できるという体制を整えることが求められているのではないかと思いますのですが、スクールロイヤーの必要性について、どのような

お考えでいらっしゃるでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 最近の子どもたちを取り巻く環境、それから学校を取り巻く環境というのは、本当に10年前や20年前と大きく変わっています。それは家族の形も変わって、35人の子どもがいれば35通りの価値観があるわけで、そこに担任1人が加わって36通りの価値観で生活をしている中で教室の中というのは、社会全体と同じようなトラブルというのが必ずあるわけで、その中で行き違いであったりとか、そういうところを是正していくのが管理職の役割だと思っています。

茨城県の管理職の試験の中には、法務についての、いわゆる法整備のことについて十分詳しくなれるようにという試験の段階もあるので、管理職となっている人たちは法的な裏づけも持っているということであるのですけれども、私どもとしてみると、いろいろ家庭とのトラブルなんかはやはり別な専門的に必要な部分があるので、スクールロイヤーの必要性については十分私も認識をしておりますけれども、現状では、今、市には顧問弁護士がいらっしゃいますので、事あるごとに顧問弁護士のほうに相談をしながら進めているという、そういう現状があります。そういうことで今後も進めていきたいなと思っております。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） そうですね。10年前とは全く違う状況で、今、どんなことがSNSで行われてしまって犯罪につながったり、どこまでが例えば著作権と言うのですか、写真を無断で送ったのが拡散されるとか、そういう案件もある中で、先生方もどこまで保護者に問い詰めるじゃないですけれども、確認をしいのかというところも分からない不安な状況にあるとは思うのです。重要性は認識していて、ただ、今のところ顧問弁護士等に相談できるので、すぐにはというお話なのだと思うのですけれども、検索しましたら県のスクールロイヤー制度というものがあるそうなのですが、そちらの活用はされているでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 県のスクールロイヤー制度のことについてなのですけれども、もともと県で行っているスクールロイヤー制度というのは、もちろん法務的な相談もやりますけれども、一番は子どもたちに法律のことについて、犯罪のことについて、いじめをすることについての法的な知識を植え付けるという側面がございまして、本市としましてもそこを重点に置いて、子どもたちの研修、それから先生方の研修ということで使っております。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 分かりました。どちらかという、先生方が困ったときに相談

するというよりは教育的な配置であって、子どもたちに「いじめはいけないよ」という啓蒙活動の一環であるということなのですね。

ホームページによりますと、先生たちも相談できますよみたいなことが書かれていますが、ただ、1か月ほどかかりますのでみたいなことがホームページには掲載されていて、そうなると、もうそんな時間はないです、現場では。活用しにくい制度設計になっているのかなと感じたところなのです。

実際に市内の先生からもそのような声がありまして、なのでもうちょっと身近に相談できる体制があったほうが、先生方の負担軽減、さらにはメンタル的なところ、気持ち的な面での支えに大きく寄与する部分かと思うのですが、では市で導入するということへの課題としてはどのようなことがあるのでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先ほども申し上げたとおり、私はスクールロイヤー制度というのはとても重要な制度だと思っていて、学校にとっても教員にとっても弁護士の先生方が後ろにいらっしゃるといのは、すごく心強いことになると思っています。

しかしながら現状で言うと、私は第一義的に子どもたちのトラブルをなくすのは、教員のやっぱり使命だと思っています。それは子どもたち同士が楽しく学級の中で過ごせるようにすることが一番、第一義的であって、その後の問題、法律的な問題については、教育委員会が責任を持って顧問弁護士と相談しながらやることを考えているので、わざわざスクールロイヤーの方を市で採用してやっていく状況までは、私は考えてない。まず、教員の資質向上、豊かな心の育成をするための研修を含めていきたいと、そういうふうに思っています。

○議長（石松俊雄君） 坂本奈央子君。

○1番（坂本奈央子君） 分かりました。未然に防ぐことが最も重要であって、発生しないことがいいという、もちろんそうです。未然に防ぐことに注力していきたいので、スクールロイヤーのほうはあまり、今ある顧問弁護士等を活用したいということなのだと思いますけれども、導入している自治体もありまして、導入しているところの様子ですと、学校は万が一の際に適切な対応ができるようになって、トラブルを未然に防ぐことができたり、深刻な事案でもさらに複雑にトラブル化しない、発展しないということで、導入の効果があるとしているところが多いようなのです。

なので、確かに先生方が未然に防ぐことも重要だし、起こらないことがいいに決まっているのですけれども、起こってしまったときに、やはり先生たちが初期段階の対応が最も大事だというお話も出ていまして、そこで法的な根拠が提示されれば、保護者も冷静になって対応ができたり、子どもたちも事の重大性に気づくことができ、深刻なトラブルに余計こじれてしまうような、何か先生が仲裁に入ってあげて、せっかく子どもたちのために子どものトラブルを解決しようと思って仲裁に入っているのに、なぜか気がつく先生

たちが悪いみたいなことになりかねない、なっている事案も多々あるのではないかと思います、私としてはそのような立場に先生が、子どもたちのために保護者の皆さんの大切なお子様のためにやっていることなのに何か攻撃されるようなことになってしまうと、先生たちの気分といいますか、やる気もそがれてしまいますし、何かうまくいかないところがあるところなのかなど。なので、そのようなときに、すぐに先生たちが「こういう事案ですけれどもどうですか」というようなことが聞けると、とても助かる制度なのではないかと思うところなのです。

今、おっしゃったように、法的相談のほかにも、いじめの予防教育といったこともスクールロイヤーの役割として期待できるということで、文科省もスクールロイヤーの導入を進めていこうとしているようなのです。

令和3年4月に施行された笠間市いじめ防止対策推進条例には、いじめを防止するために、市、学校、保護者、児童等、市民等、それぞれの責務と役割が明記されているほか、第10条には財政措置として、市はいじめの防止等のための施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするとありますから、スクールロイヤー導入についても、今後、ぜひとも検討していただくようお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（石松俊雄君） 1番坂本奈央子君の質問が終了いたしました。

ここで傍聴者をお願いを申し上げます。傍聴席におきましては、携帯及びスマホのスイッチについては、電源を切るか音が出ないように設定をしていただくようになっております。いま一度御確認をいただくようお願いをいたします。

ここで11時10分まで休憩といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し会議を開きます。

教育長より発言の訂正が求められておりますので、これを許可いたします。

教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先ほどの答弁内容に数値の誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

学校の働き方改革の中の小項目の④「外部人材の活用状況」の中で、学校サポーターを13校というような答弁をしましたが、12校の誤りでございました。申し訳ございません。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 次に、3番内桶克之君の発言を許可いたします。

〔3番 内桶克之君登壇〕

○3番（内桶克之君） 3番、かさま未来の内桶克之です。議長の許可を得て、一問一答方式で一般質問を行います。今回の質問は、行政区と地域コミュニティ、おいしい給食の推進、魅力ある市街地づくりの促進についての3項目です。よろしくお願いします。

早速ですが、大項目1、行政区と地域コミュニティについて。

行政区については、市行政と地域住民とのつなぎ、連絡体制の構築、さらには地域住民の利便性の向上と効率的で円滑的な行政の運営を行うため一定区域単位で決められたものです。行政区はその規模も様々で、地域コミュニティとの関連性も行政区によって違いがあります。

今般、災害等における地域コミュニティや住民同士の共助の重要性、さらには加入率の低下を背景として行政区へ加入及び参加を促進する条例を制定し、課題解決に向けた取組や行政区業務の見直しをしていくとしています。そこで、行政区の現状と課題、地域コミュニティの関連性、今後の取組について伺います。

小項目①「行政区の役割と課題について」ですが、行政区が今まで担ってきた役割はどんな役割だったのか、具体的な役割と課題について伺います。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 3番内桶克之議員の御質問にお答えをいたします。

行政区の役割と課題について、まず行政区の役割についてでございますが、市が規則で定めております行政区は、地域と行政をつなぐ組織として市長が区長を委嘱いたしまして、市から地域住民の方々への情報の提供、反対に地域住民の方からの様々な御要望、御意見を取りまとめていただきまして、市へ伝達するなどの事務を行っていただいております。

次に、行政区の課題でございますが、年々加入者が減少していることが大きな課題となっております。主な理由としましては、行政区の区域は地域の自治会をその基礎としてございますが、その自治会への加入負担金や自治会費、区費が高額である地域があること、また、近所付き合いに煩わしさを感じているなど、地域のコミュニティに無関心な方が増えていることで新規転入者の加入が減少していること、さらに、高齢化ですとか仕事の関係で役員を引き受けられないなどの理由によりまして、自治会から脱退する方が増えていることが挙げられてございます。また、区長をはじめとする役員の成り手の不足や区費、募金等の徴収による業務の負担増などが課題の一つであると考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 先ほど、行政区の役割のところ、行政区は地域と行政とをつなぐ組織ということでしたが、役割のところ、区長の役割を今、話したような内容だったのですが、区長が市から情報の提供や住民同士の意見を取りまとめて市に伝達することということを言っていますが、実は課題では、地域コミュニティの課題があるということですが、地域コミュニティの維持、推進も行政区の役割ではないでしょうか。その点についてどう考えているかお願いします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議員のおっしゃいますとおり、まず、行政情報の地域住民の方々への提供、あるいは地域の方の御意見、御要望の取りまとめをします、市の伝達をしていきます。それらは市が、それらをお願いするために規則で、行政区というふうに規則で定めているわけですが、その基となっておりますのは、自治会、町内会と呼ばれてくるような、そういった地域コミュニティでございまして、その組織の運営、この両方が役割となってきたと考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 行政区は、石井部長が答弁したように、地域と行政をつなぐ役割と、その地域の住民が一番近い地域コミュニティ組織としての機能を有しているということの二面性があるということ、今、言ったわけですが、では、小項目①を終わりにしまして、小項目②に移ります。

小項目②「行政区と地域コミュニティ」、これは自治会の役割なのですが、についてです。

笠間市では、行政区イコール地域コミュニティ、つまり自治会という認識をされているところが多くあると思いますが、行政区と自治会的な業務の違いと役割についてお伺いします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 行政区と地域コミュニティ、自治会についての違いと役割について、違いについてでございます。

まず、行政区につきましては、先ほども答弁をいたしましたように、市から地域住民の方々へ情報提供、反対に地域住民の方々の様々な御要望、御意見等を取りまとめたいただきまして、市へ伝達する事務を行っていただいているところでございます。

一方、自治会としての区は、地縁に基づき地域コミュニティとして自主的に組織された団体で、防災、防犯をはじめとして福祉や環境美化運動など、地域ごとに多岐にわたる活動が行われてございます。

これらは先ほどから申し上げておりますように、別々の機能でございますけれども、市が行政区を定めるに当たって従来のコミュニティ単位を基本的な単位としていることから、同じ区域、同じ役員の方々で同一の組織として運営されていることが多い状況にございます。ただ、幾つかの行政区を合わせまして、それで自治会として活動されているような地区もございます。また、本市では、ほとんどの行政区におきまして、いろいろな募金活動なども併せて行われているというような実態がございまして、こういった点につきましては整理がこれから必要になるかなというふうに考えているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 行政区は、地域と市をつなぐ役割と、行政区の中に地域コミュニ

ティ活動として自治会活動を担うという形があります。つまり、行政区を定義するに当たっては、市とつなぐ役割と地域コミュニティの維持推進をするという役割が二つがあるということなのですが、先ほどの規則の話もしていましたが、後で条例のことを聞きますが、今回、行政区の加入及び参加を促進する条例を制定するということでいくと、行政区をしっかりと定義した上で条例を推進していかないと、方向性が見えないというか、なかなか市民と区長にも説明していくのしょうけれども、そういう方向性が見えないまま推進するという形になってしまうので、しっかりと定義は必要じゃないかということを考えております。この件についてどういうふうに考えているかをお願いします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 地域コミュニティをさらに活性化させていくために、改めて例えば基礎的な活動単位として地域コミュニティの組織を定義すべきというような考え方もあろうかとも思いますけれども、今回の行政区への加入を促進する条例の制定に当たっては、行政区の定義につきまして、本条例の第2条におきまして、内容的には後でというお話がございましたけれども、笠間市区長設置に関する規則に求めてございます。当該規則におきまして、市が定める行政区の各区域は、歴史的に地域の方々が互助共助の単位としてきました自治会を基本として定めてございます。

繰り返しになりますけれども、まず地域の自治会があって、その組織を単位としまして行政との情報連携をしていただく行政区として、市が規則として定めているものでございます。自治会が任意団体であるという現行法上の位置づけがございまして、そういったこと、また、従前から存続しております行政区の位置づけを、今回の条例で変えるものではないことから、今回の加入促進条例につきましては、その前段として行政区の設置条例を定める必要はないと考えたところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 先ほどの答弁でいくと、自治会単位で定めたものを行政区というふうにしたということなのですが、今回、行政区への加入ということで言うと、行政事務を担う行政区と自治会的な業務を担う行政区の加入、どちらのほうにも加入するという解釈でよろしいのですか。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 市で定める行政区が、そもそも自治会を本来ある地域の単位としての自治会に基づいて同じ区域で定めていますから、基本的には同じことになろうかと思えます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） では、小項目②を終わりにしまして、小項目③に移ります。

小項目③「行政区への加入及び参加を促進する条例について」ですが、この条例の制定の目的と取組についてお伺いします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 行政区への加入及び参加を促進する条例についてでございますが、まず、条例制定の目的といたしましては、市民の方の行政区への加入及び行政区活動への参加を促進するとともに、基本理念並びに市民、行政区、事業者等、それから市のそれぞれの役割を定めることによりまして協力並びに連携した取組を行うことで、誰もが共に支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて制定をするものでございます。市民や事業者がそれぞれの役割を果たし、協働で取り組むことによって加入促進を促すとともに、活動を通じまして市政に対して関心を持っていただきたいというふうに考えてございます。

市といたしましても、条例におきまして役割を明確化することにより、転入者や未加入者の加入促進に向けた取組を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 先ほど、これは役割という形になってはいますが、私は、行政区の定義をしっかりと決めて、決めるというか、行政区というのはこういう定義があるのだよと、その上で役割を決めて推進するという考え方がいいと思っているのです。この条例については、加入参加を反対するわけではないですが、促進するためにつくるところでいくと、行政区自体の定義がなかなか不安定なところがあると、私は思っております。

では、この条例の解釈や具体的な内容について何点か質問したいと思います。

定義の第2条3号、行政区というのがあります。このところの説明が、笠間市区長会設置に関する規則、別表で掲げる行政区において構成する組織という、先ほど部長が言ったように、組織ということになっています。この別表は、行政区の区割り、つまり310の行政区を示したもので、行政区の定義にはなっていないと思いますが、そこら辺はどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 本条例で定めております行政区の定義でございますが、今、おっしゃられましたように、規則別表で掲げる行政区において構成される組織としてございます。先ほども少し触れましたけれども、行政区は従来から地域において構成されております自治組織でありまして、今回の条例制定後につきましてもその位置づけが変わるものではございません。本市といたしましては、地域の代表者でございます区長を通して行政情報の伝達、あるいは要望等の取りまとめをお願いしているものでございますが、その基になる組織は、先ほど申し上げましたように同じでございますので、今回の条例につきましても、改めて定義づけをする必要はないと判断したものでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） そのほかの2条の項目を見ると、条例制定に当たって、解釈のところでは市民とか事業者とかは改めて定義をしているのです。行政区だけがこの規則の別表

に掲げるといふところでいくと、ちょっと違和感があるんじゃないかと、私は思っております。やっぱり行政区の定義をした上で、この規則につないで、区割りは310の行政区ですよという言い方が本来ならば望まれるのかなと思っております。

その点について、これからまだ議論になりますが、次に、基本理念第3条です。

1号で、地域において誰もが安心して快適に暮らすために行政区の重要な役割を担うものとするのとあります。また、市民の役割第4条でも、市民は地域の一員であることを認識し、地域で安心して快適に暮らすために行政区が事業な役割を担うことを理解しとあります。

この行政区の重要な役割とはどんな役割を言っているのか、お願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 行政区の重要な役割でございますが、地域において誰もが安心して暮らしやすい生活を送るためには、人と人とのつながり、交流というものが非常に大切であると考えてございます。その役割を果たしていただいているのが、行政区自治会でございます。

しかし、その加入率が低下し、組織力の低下が危惧されているところでもございます。互助共助組織として、今後も存続、発展していくことが極めて重要であると考えているところでございまして、また、行政区内の課題を解決するとともに、行政区が地域でしっかり市とのパイプ役を果たしていただくという意味におきましても、大変重要な役割を担っていただいているものと考えているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 人と人とのつながりを重要視して、地域コミュニティも促進していくということですね。分かりました。

基本理念第3条の3号で、行政区の地域性を損なわない配慮をすることとありますが、この地域性を損なわないことというのはどういうことか伺います。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 地域性を損なわないということでございますけれども、地域が抱える課題はそれぞれ地域ごとに異なっておりまして、一律とは言えないものがございます。各行政区がそれぞれ主体的に考えていただいて、それぞれの地域の実情に合った取組をしていただくことが必要であろうと考えてございまして、そのような地域の特性、主体性を尊重しながら取組を進めることを基本的な考えとしたものでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 分かりました。特性を損なわないという形です、地域ごとにある。

では、市の役割第8条です。第2項で、市は行政区との協働の推進を図るため、笠間市区長会と連携し、行政区への支援体制の充実を図るものとするのとあります。この行政区との協働の推進というのは、具体的にどういうものをお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 第8条第2項、行政区との協働ということでございますが、行政区への加入及び参加を促進するためには、区長をはじめ地域住民の方々と連携を密にしまして共に取り組んでいくことが重要だと考えてございます。市だけでなく、また行政区だけでなく、相互に情報提供、または意見の交換などを通じまして情報を共有し、また、地域の課題等も洗い出しをしまして、解決に向けました取組を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 課題を共有して相互に理解を深めて、課題解決に向けて協働していくというこの理解でよろしいのですかね。

では、同じ第8条第2項で言っていますけれども、先ほど言ったように、区長会と連携して行う支援体制、支援体制というのはどういう体制を言っているのかお願いしたいと思えます。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 区長会でございますが、行政区の円滑な運営に資するため、会員相互の研修及び連絡調整を図ることや、市と緊密な連携を図ることなどを目的として、区の代表でございます区長で組織をされている団体でございます。

これまでも研修会、あるいは役員会、理事会等を通しまして、地域の課題や運営の改善方法などを共有していただいておりますが、今後も加入促進または地域課題解決に向けて区長会との意見交換会の充実を図っていくこと、それから地域の様々な課題解決に向けまして、これは町内それぞれの地域で行っている活動は、行政のいろいろなサービスとも関わり合いもあるものでございますので、そういった庁内の関係課と区長会が連携した協力体制が必要かと考えますので、そういった構築を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） どちらかという、区長会との連絡体制を密にして、研修、協議などを通じて課題解決に当たっていくということを言っていると思います。ただ、その課題は、先ほど言ったように、地域コミュニティの課題、つまり自治会的な業務の課題にあるんじゃないかと私は思っていて、区長会の課題よりも行政区の地域コミュニティの課題が多いんじゃないかと思うのです。そこに対しての支援体制も、今後はそういうものをやっていかなきゃならないという形になると思います。

それでは、小項目③を終わりにしまして、小項目④に移ります。

「今後の行政区及び地域の活性化について」です。どのような政策を実施し、市民の浸透、推進を図っていくのか伺います。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 今後の行政区及び地域の活性化についてでございますが、今後ともきめ細やかな行政サービスを提供していくためには、市から地域住民の皆様への情報提供、それから御要望の趣旨をさらに進めていく必要がございます。

そのためには、地域の役員の皆さんの負担を軽減していくこと、あるいは行政との文書による情報提供、あるいは御意見、御要望等の市への伝達方法、こういったことにつきましても業務の見直しをしていくことが必要と感じているところでございます。

また、地域の活性化という観点につきましては、自治会や町内会といったいわゆる地域コミュニティの活動が、議員おっしゃられていますように、中心となるものでございますが、現在の状況を鑑みますと、社会変化の中で課題も浮き彫りになってきてございます。今後、行政区の活動と地域コミュニティ活動がそれぞれ両立をした形で地域活動が展開されることが必要と考えておりますが、いずれにしましてもその前提として、行政区自治会の加入率低下、これに歯止めをかけることが、今、喫緊の課題であろうとも考えてございます。

今回の条例制定を契機としまして、行政区加入促進に向けた市民の方々への周知やあるいは推進を図りまして、地域の活性化につながる取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 今後、行政区業務の見直しをしていくことも考えているということですが、先ほどから私の言っているように、行政区の定義をしっかりとした上で役割を明確にするということがいいんじゃないかなと思っております。ですから行政区の業務の見直しも役割によって見直す内容も変わってくるということなので、しっかり定義をした上でしてほしいなと私は思っております。

行政区は、地域住民にとって、最も身近なコミュニティ組織です。310の行政区が、最低限同じルールや考え方で運営することが必要だと思っております。しかしながら、地域の特性や伝統的なものもあるので、そこは認めつつ、地域のコミュニティとしての運営をしていくという側面もあるということです。

そういう上で、市内でどこに住んでも行政区の運営の考え方や共通のルールは同じということが必要だと思います。今後、この条例がもう出ているので議論を深めるしかないのですけれども、定義のところをしっかりと見据えて議論をしていただきたいと思います。部長、何かありますか。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） ありがとうございます。

行政区、地域コミュニティを取り巻く課題というものは、今、非常に多岐にわたっていて、量も非常に多いのかなというふうに思っております。ただ、これは本市に限らず、全国的にも既に検討しているような部分もたくさんございまして、本市で取組を続けてま

いりたいと考えておりますけれども、すぐに進むものではないかもしれないということも考えてございます。

今後、行政区、自治会の在り方につきまして検討をしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） その中で、先ほども何度も言っているように、定義をしっかりと見据えて役割をお願いしたいと思います。

大項目1を終わりにして、大項目2に移ります。

大項目2、おいしい給食の推進について。

おいしい給食推進室が設置され、3年が経過します。学校給食は、学校給食法に基づいて実施しており、児童・生徒の心身の健全な発展のため、栄養のバランスの取れた豊かな食事を提供することによって、健康の増進、体位の向上を図ることとしています。

学校給食は、給食の時間は、総合的な学習の時間、特別活動の場として、また、食習慣を身につけさせることや地場農産物の活用、郷土食などの提供によって地域の文化伝統について理解を深くすることもできます。

これらを踏まえて、学校給食の現状と今後の取組について伺います。

小項目①「おいしい給食推進室が設置されてからの取組と成果について」ですが、おいしい給食推進室ができる前と現在の取組の違い、成果についてお願いします。成果については、客観的な数字データがあれば、それもお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 3番内桶議員の御質問にお答えをいたします。

設置されてからの取組と成果についてでございますが、おいしい給食推進室は、令和元年度に、笠間学校給食業務を一元化し効率的な運営を図るため、学務課内に設置をいたしました。設置後の取組としては、令和元年度から台湾交流事業の一環として、給食に台湾バナナの提供を行っております。また、笠間独自の取組として、茨城国体を応援する国体応援献立や益子町と笠間市の文化や産物を盛り込んだ日本遺産記念献立、さらには減塩をメインとした献立など、工夫を凝らした献立の提供を行っております。今年度におきましては、モンブランケーキの提供や常陸牛、笠間市産豚肉の提供など、献立内容を充実した取組も行っております。

主な成果としましては、給食の残食率が下がったことでございます。設置当初と比較しますと、令和元年度は小学校で9.1%、中学校で6.5%でしたが、令和3年度は小学校で7.7%、1.4%の減、中学校で5.6%、0.9%の減と検証しておりまして、献立の工夫や内容の充実の成果が現れていると考えております。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） おいしい給食推進室ができて、先ほどの成果のところできくと、食べ残しが少なくなったという成果がデータの的にはあるということと、特徴的なメニューとして、笠間での台湾交流とか国体応援とか、かさましとか、今年は笠間の栗のモンブランなどの提供もしているということですが、学校給食が一元管理によって事務の効率が図られたということは言えますよね。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 一元管理をすることで、事務の効率化は図られたと感じております。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） その中で、笠間の特徴的なメニューづくりや食べ残しの減少などの成果が上がっているということは、おいしい給食推進室ができたからという理解でよろしいのですか。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） おいしい給食推進室が設置されなければできなかったということではなくて、やはり設置されたことによって、大きな成果が得られたと認識しているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 学校給食を一元化して、市の方向性を出していくというのは重要だと思うのです。それぞれの給食センターとか自校方式がばらばらにやっていたら目標というのが見えないという感じがあるので、やっぱり統一してやっっていこうということでの目標設定をしてやっっていくというのは重要だと思います。その成果だと、私は思っております。

次に、栄養教諭がいると思いますが、おいしい給食推進室ができて一元化しているというところできくと、栄養教諭の共通認識はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 栄養教諭の共通認識についてでございますが、月に1回、市内に6名いる栄養教諭と市の職員が集まりまして、共通の献立について協議をしたり、給食の改善に向けた意見交換をしたりすることで、共通認識を図っているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） いろいろ協議をしながら栄養献立などをやっているのでしょうかけれども、栄養教諭からの提案とか、笠間独自の取組などの提案をされて、かなったものとかはあるのですか。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 栄養教諭からの提案、あるいは笠間独自の取組についてでござ

ございますが、例を挙げますと、栄養教諭からの提案では、笠間市産の食材を活用した献立におきまして、笠間産の栗と鳥肉を使用した「栗と鳥肉の甘辛揚げ」や笠間産の栗と豚肉を使用した「栗と豚肉の甘酢あん」など、いずれも県の学校給食献立コンテストにおいて入賞をしております。また、笠間独自の取組としましては、先ほど申し上げました、台湾バナナの提供や国体応援献立、あるいは日本遺産記念献立などの提供を行っております。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 私は栄養教諭からの提案と言ったのですが、それは提案されたものなのですね。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 栄養教諭からの提案でございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 分かりました。

先ほど食べ残しが減ってきている傾向にあるということですが、食べ残したものを、学校給食の食べ残しの処理をしていると思うのですが、現在どのような処理をしているのか伺いたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 食べ残しの給食の処理についてでございますが、各学校においては、食べ残しを食缶で回収をしまして、調理場内におきまして固形物と液体に分けて廃棄をしております。なお、固形物につきましては事業系ごみとして廃棄をし、液体については調理場内において廃棄をしております。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 食べ残しを何か有効に活用する手だてはないのか、煮たものとかは難しいと思うのですが、そこら辺を少し考えていかなければならないかなと思っていて、実は私もこのSDGsのバッジをつけて活動しているのですが、今日、堀江部長はつけてないということなのですが、SDGsの17項目は知っていますよね。その中に、食べ物について、2の「餓死ゼロ」、12の「つくる責任、つかう責任」と推進があります。そこからいくと、食品ロスや残った給食のリサイクルを考えていかなければならないと思います。その点についてどのように考えているのかお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） SDGsの食品ロスの削減とともに、食べ残しのリサイクルを進めることは、大変重要なことだと考えてございます。食べ残しにつきましては、以前、一部飼料化してございましたが、現在、引取り手がいないため廃棄しているというのが現状でございます。

今後、関係機関と連携してリサイクルの可能性について検討してまいりたいと考えてご

ざいます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） そこも重要な観点かなと思います。今年、令和4年度の予算、地域脱炭素の推進事業とか、資源循環型地域づくり促進事業の重要事務事業の中の新規事業で、各家庭でのごみ処理の生ごみを減らそうという目標で、各家庭での生ごみの削減策として、生ごみ処理機の購入補助を計上しているということです。学校給食の食べ残しについては今後、検討していくということですが、こういうところもしっかり検討していただくということをお願いしたいと思います。

食べて残さない給食が求められると思うのです。栄養や塩分の控え目は重要なことは分かりますが、食べないで残してしまえば児童・生徒は栄養を取れないわけです。ですから、まずは残さないで食べる給食が重要だと、私は認識しております。どうでしょうか、堀江部長。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 議員おっしゃるとおり、やはり食べ残しをしない給食というのは重要だとございます。そういった中で、市内の栄養教諭が、毎年、市内全校全クラスにおいて、学級活動や家庭科の時間に食育指導というのを行ってございます。その中で食べることの大切さであったり、どんな思いを込めて給食を作っているのかなど、給食を残さず食べることの大切さについて指導を重ねているところでございます。また、食べ残しというのは、家庭においても好き嫌いや食べ残しの解消に努めていただくことが必要でございまして、食育だよりなどで周知を図っているというようなところでございます。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 学校給食は保護者から材料費をもらって成り立っているということですが、昨年から原材料の高騰や原油価格の高騰により、物流費や梱包資材価格の上昇によって、食料品の値上げも続いております。さらに、今回、ロシアのウクライナ侵略によって、ロシアを原料国とする食料品、小麦、油脂、大豆、魚類の値上げが懸念されております。値上がり幅が大きくなると給食への影響も大きくなると思いますが、価格の上昇によってどのように対応していくのか伺いたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 食料品等の値上げについての影響についてでございますが、当面は比較的価格が落ち着いているものを使用するなど、給食の質や量を落とすことのないよう工夫をしておりますが、影響が大きくなった場合は、状況を見極めて適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） それでは、小項目①を終わりました、小項目②に移ります。

小項目②「現在の学校給食の児童・生徒の反響について」です。学校給食については、どのような方法で児童・生徒から意見を聞いているのか、また、その結果について伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 児童・生徒の反響についてでございますが、令和3年5月に食育を推進する上での基礎資料とするため、市内全児童・生徒を対象とした食生活に関する調査を行っております。

給食の味についても調査を行っておりまして、小学生においては「満足、ほぼ満足」と答えた児童が全体の92.5%、中学生におきましては90.9%でありました。この調査結果から見ますと、おおむね笠間市の学校給食に対して、児童・生徒から好評を得ているところでございます。しかしながら、約10%近い児童・生徒はあまり満足していない結果であり、理由については「苦手な食べ物が入っている」が一番多い状況でございました。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 先ほど、堀江部長が答弁した食生活に関する調査及び給食残量調査については、ホームページで公開をしているので、私も見せてもらいました。ただ、前のデータが消えているので比較ができなかったのですが、昨年、坂本議員が、おいしい給食を求めるために調査項目を増やしたらいいんじゃないかというような提案がありまして、給食の味については増やした項目なのですよ。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 議員おっしゃるとおり、令和3年度に給食の味についての項目を追加しております。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 給食の味について満足している、ほぼ90%以上の方が児童・生徒とも満足しているというところもありますが、味の満足してない理由があると思うのです。それが「食べたことがない味がする」、これが小学生で15%、中学生で14.3%、このことをどういうふうに理解しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 食べ物の調理の工夫であったり、家庭でのバランスの取れた食事というのも重要なことでございます。給食においては、教諭が給食の栄養のバランスとか、あとはいろいろなことを工夫しながら調理をしているところでございますので、こういった給食が重要なのかというのを今後も継続して指導していきたいというふうに考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） これは味つけの問題だと思うので、家庭での味つけではなく、栄養士がメニューを献立して、学校給食ならではの味つけというか、悪い意味ではないです。そういう意味合いもあるのかなということ私は認識しております、「食べたことのない味がする」とか、「味が薄い」とかというのもまばらなのです。中学生では14.3%「味が薄い」、小学生が9.1%しかない。ただ、「味が濃い」という人も中学生では11.7%あると、これは難しい判断だと思うのです。ですから、学校給食というのは、誰にも愛されるというところまでいくと、味つけはすごく難しいんじゃないかと私は認識しております。

ただ、皆さんがなるべくおいしく食べるということが大事なので、せっかくこういうアンケートをしているので、そのアンケートも深掘りをして、改善するところは改善していくということをお願いしたいと思います。

次に、小項目②を終わります、小項目③に移ります。

小項目③「おいしい給食推進室が目指す学校給食について」伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 目指す学校給食についてでございますが、おいしい給食推進室のおいしいというようなネーミングにもございますように、今後も栄養バランスの取れた、安全・安心でおいしい給食の提供を目指してまいりたいと考えてございます。

そのために、日頃から学校での食育指導や児童・生徒へのアンケートを基に食べ残しの傾向を分析しまして、食材の特徴を生かした味つけや塩分を控えてもおいしく食べてもらえるような調理の工夫をしてまいりたいと考えてございます。またあわせて、学校給食に地場産物を取り入れることで、地域の食文化や農産物に対する理解を深めてまいりたいと考えてございます。

さらに、食品ロス世界的に重要な課題となっておりますので、単に好き嫌いの問題だけではなく、食育を推進することで給食を残さず食べることの大切さや食べ物を大切に作る心、給食を作ってくれた方々への感謝の気持ちを育ててまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 限られた予算の中で、栄養バランスが取れて、食育を推進して、おいしい給食を作るというのは本当に難しいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

この中で、児童・生徒からリクエスト献立例があるということを知っているのですが、今まで年に1回やっているということを知っているのですが、リクエスト献立なので、学期ごと、季節ごとに1回ぐらいあってもいいんじゃないかということをお考えなのですが、その可能性について伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） リクエスト給食やセレクト給食というのを実施しているわけ

なのですが、子どもたちに待ち遠しい給食となるような、おいしい給食を提供してまいりたいというふうに考えてございます。

リクエスト献立については、年に1回から3回程度実施しておりますので、今後も継続してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 分かりました。愛知県高浜市というところが、これは栄養士が決めているのですけれども、食べ具合に合わせたメニューの検討、残さないために、食べ具合に合わせたメニューの検討、それで栄養を損なわない程度の提供量を調整するというきめ細かな対応をしている。また、よく完食、全部食べる、完食する学級のリクエスト献立を採用するなど工夫をしているということなので、今後も工夫をしながらよろしくお願ひしたいと思います。

小項目③を終わりにしまして、小項目④に移ります。

小項目④「地産地消と安心・安全な給食の提供について」、これまでどのように取り組んできたのか伺います。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 地産地消の提供についてでございますが、農畜産物の使用につきましては、笠間市産を最優先に考えてございます。笠間市産がそろわない場合は、茨城産を優先して活用してございます。さらに御飯につきましては、笠間市産コシヒカリを100%活用している状況でございます。

今後も、地場産物を学校給食に活用し、食に関する指導の教材として用いることにより、子どもたちがより身近に地域の食材や食文化等について理解を深めることができるよう、積極的においしい給食を提供してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 米は笠間市産、なるべく笠間市産を使って、使えない場合は茨城産という順番でやっているということですが、地産地消の取組について、令和4年度の新年度予算、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の地域経済対策の推進として事業者支援と連動した市内の農産物の学校給食での提供、これが1,066万2,000円の予算計上がされています。どのような市内農産物を学校給食の材料として活用していくのか伺いたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 笠間の栗を使ったモンブランの提供のほか、常陸牛や笠間市産豚肉、栗御飯提供用のむき栗などの食材の購入を予定してございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 通常の保護者が払っている材料費だけでは、そういう特産品を使うことは難しいということなのでしょう。ですから、こういう交付金的なものを使って、

メニューをバラエティーにしていくということでもよろしいですかね。

それでは、もう一つ安全・安心というところでいくと、オーガニック給食の実施移行について伺います。

実は、2月24日に茨城オーガニック給食プロジェクトというところが、オーガニック給食に関する報告と要望書を山口市長に提出しました。この要望書は、1月に茨城県知事、茨城県教育長にも提出されています。有機野菜、有機米は生産量が少ないこと、また、価格も高いことから、学校給食で扱うには課題が多いと思いますが、今後どのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） オーガニック給食の実施の移行についてでございますが、学校給食に有機米や無農薬栽培の野菜を使うことは環境に負担がなく、児童・生徒への食育や健康面においても大変有意義であると考えてございます。しかし一方で、給食で使用するためには、食材の供給量の確保や価格面において課題がございます。

本市としましては、今後、生産者と協議を進めながら、まずは部分的に実施できるよう検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 児童・生徒が、おいしく安全・安心に食べられる給食の取組が、本当に重要だと思います。今後いろいろなことを考え、学校給食を食べるのが楽しく生徒が通えるようお願いして、大項目2を終わりにしたいと思います。

大項目3に移ります。

大項目3、魅力ある市街地づくりの促進について。

人口減少や少子高齢化社会を背景に、コンパクトな持続可能なまちづくりを目的として令和2年3月に立地適正化計画が策定されました。この計画に基づき、町なかへの居住誘導をするため、令和4年度予算で新たな支援制度や既存事業の拡充が予定されています。そこで、令和4年度予算において、町なかへの居住誘導や魅力ある店舗の誘導などについての事業についてお伺いします。

小項目①「町なかへの居住誘導策について」、立地適正化計画での居住誘導の考え方、宅地創出促進補助事業に至った経過についてお伺いします。

なお、補助事業の内容は、昨日、大関議員の質問で答弁があったので結構です。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 3番内桶議員の御質問にお答えいたします。

国勢調査によりますと、令和2年10月1日現在の笠間市の総人口は7万3,173人で、前回調査、平成27年と比べると3,566人減少しております。全国平均、県内平均と比較しても、大きな減少率となっております。

このような中、市では令和2年3月に笠間市立地適正化計画を策定し、人口減少下においても活力のあるコンパクトで持続可能なまちづくりを目指しているところでございます。町なかへの居住の誘導策は、この実現に向け、既存制度の拡充や新たな支援制度の創設により魅力ある住環境づくりを促進するもので、市街地への移住、定住を誘導し、人口減少の抑制を図るものでございます。

令和4年度新規事業の宅地創出促進事業ほか、空き家・空き地対策事業の拡充や友部駅前創業支援制度、地場産材活用促進事業等により、既存ストックの利活用や商業地域の魅力向上につなげ、町なかへの居住誘導を図ってまいります。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 適正化計画の中の支援策としてまず立ち上げたということですが、宅地創出促進補助事業、今回、居住誘導区域、居住準誘導区域を最初にやるということで、これを進めるに当たって、対象者である宅地開発会社、つまり不動産会社、そちらのほうの意見とか聞いているのか、聞いているとすればどのような反応があったのかお伺いします。

○議長（石松俊雄君） 都市計画課長横山孝夫君。

○都市計画課長（横山孝夫君） 不動産会社の反応についての御質問ですが、制度の検討に当たりまして、宅地開発の実績を有する市内事業者へのヒアリングを実施しております。その見解といたしまして、市内の住宅市場の動向につきましては、友部地区を中心にまだまだ需要は高いとの見方が示されております。また、新たな補助金ができただけはぜひ活用したいとの反応であり、採算ベースで事業化を諦めていたような案件の再検討にもつながるといった前向きな御意見をいただきましたので、効果的な制度になるのではないかと感触を得ているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） この宅地創出促進補助事業、私もシミュレーションをしたのですが、例えば開発で住宅の間に道路を造って住宅地ができるということになると、例えば300万円ですか、上限額が1軒、そうすると6メートル掛ける100メートルで600平米、それを掛ける5,000円で300万円となるので、それを計算すると10軒から12軒の家が建つということなのですが、今年度の予算1,200万円を計上しておりますが、補助事業が多く来た場合、金額が結構大きいので、拡大する考えはあるのですか。

○議長（石松俊雄君） 都市計画課長横山孝夫君。

○都市計画課長（横山孝夫君） 事業の拡大について御質問いただきました。

まず、御質問の中で、上限額が300万円という御発言がありましたが、上限額は1,000万円に設定してございます。その上で、令和4年度の事業費につきましては過去の開発実績を踏まえ想定した額となりますが、1,200万円の当初予算を付議しているところでございます。本補助事業の交付要綱では、予算の範囲内において交付することとしておりますの

で、予算額を超える分につきましては、残念ながら原則として申請をお断りすることとなりますが、需要が大きいような場合には補正予算による対応等も検討してまいりたいと考えております。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） せっかくできた制度なので、今後、予算が通ればPRもしっかり行って、宅地への誘導、誘導区域の宅地化を進めていただきたいと思います。

私も不動産会社の部長に聞いたのですが、宅地誘導については様々なことが考えられるということで、例えば開発行為における制度の見直しがあるということなのです。宅地開発を行う場合、近隣に消防水利がない場合、防火水槽の設置が義務づけられると、その防火水槽は、五、六百万円の費用がかかるということです。ただ、開発によってできるのだけれども、本来はその地域に防火水槽がなければならないということなので、行政で設置しているところもあるので、宅地開発業者が全額負担するのに疑問を感じているという方もいるし、居住誘導区域は用途区域とほぼ同じだと思いますが、準誘導区域ですか、居住誘導区域、これは農地が多いところも含まれると思いますので、宅地開発に当たって一部農地が含まれる場合、宅地分譲ではなく建売販売の原則になってしまうんじゃないかというようにも言われています。

この制度について、いろいろ見直すこともあると思いますので、今後も様々な視点で見直しを行い、宅地誘導が進むよう検討をお願いしたいと思います。何かありますか。ないですか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 今、議員おっしゃる部分についても、今後この事業を継続しながら、関係機関と調整をしながら、この事業の成果が求められるように改善すべきことは改善してやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） それでは、小項目①を終わりにしまして、小項目②に移ります。

小項目②「魅力ある店舗の誘導策（友部駅前）について」、店舗の誘導策の考え方、友部駅前魅力向上事業に至った経過についてお願いします。補助事業の内容は、昨日、大関議員が質問して答弁をしておりますので結構でございます。

○議長（石松俊雄君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 3番内桶議員の質問にお答えいたします。

魅力ある店舗の誘導策についてでございますが、友部駅前の商業地区は4.6ヘクタールでございます。地元で組織された友部駅前活性化協議会で調査を行った結果、その中で空き店舗、それから空き地が合計20か所あると伺っております。この空き店舗等を活用しながら、商業の発展によるまちづくりを目指しているところでございます。

友部駅前の魅力ある店舗の誘導策につきましては、笠間市立地適正化計画に基づいた宅

地創出促進補助事業などの魅力的でにぎわいのある市街地づくりを合わせまして、新たな創業支援制度の創設と景観づくりを行うことで、出店者を友部駅前に誘導を図るものでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 昨年11月に設立した友部駅前活性化協議会、今までの経過と協議会の役割について伺いたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 地元協議会の今までの経過でございますが、令和3年、去年1月に開催されました懇談会から地元が中心となってまちづくりを進めていこうという機運が高まりまして、どのように進めていくべきか勉強会等重ねてまいりました。その後、準備会を經まして、昨年11月14日に友部駅前活性化協議会が設立されております。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 設立されているいろいろ協議もしているのですが、市として協議を進める中で、駅前のグランドデザインというか、どういう方向性に持っていこうとしているのかお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 友部駅前地区は、空き店舗、先ほども言いましたが、空き地等が増加している状況であります。笠間市の中心拠点でありまして、玄関口としておりますので、それにふさわしいにぎわいのあるまちとしていくために、地元協議会と打合せを行って、地域住民が地域資産である空き店舗等を活用しながら創業者を増やすことを第一の目標に、友部駅前の活性化を推進していきたいと考えているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 最後に、今回、空き店舗だけの補助事業なのですが、さっきは空き地も含めて箇所数があるということで、空き地についてはどういう考えでいるのかお願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 空き地につきましても同じような考えでございます。

○議長（石松俊雄君） 内桶克之君。

○3番（内桶克之君） 今後、友部駅前の魅力向上のために、友部駅前活性化協議会と協議を重ね、さらなる事業推進を願いまして一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（石松俊雄君） 3番内桶克之君の質問が終わりました。

ここで昼食のため1時まで休憩といたします。

午後零時13分休憩

午後1時00分再開

○議長（石松俊雄君） 定刻となりました。休憩を取り戻し会議を開きます。

20番小藺江一三君が着席をされました。また、17番大貫千尋君が退席をしております。

産業経済部長より、発言の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

○議長（石松俊雄君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 議長の許可をいただきましたので、先ほどの内桶議員の質問に対して、補足させていただきたいと思っております。

魅力ある店舗の誘導策についてという中で、新たな友部駅前の創業支援事業で、最後のところで「空き地も同じですか」というところで、私は「同じです」というような答弁をしたのですが、この同じという意味は、空き地を使って新たに創業する方、店舗等を建てる方には、同じような補助事業の内容ということでございます。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、16番西山 猛君の発言を許可いたします。

〔16番 西山 猛君登壇〕

○16番（西山 猛君） 16番西山です。一問一答方式によりまして、大項目1、上加賀田地区スマートインターについて、大項目2、行政区の在り方と地域づくりの2点を質問させていただきます。

それでは、大項目1、上加賀田地区スマートICについて。

小項目①「合併前のハイウェイ構想の進捗状況」を伺います。これは正式には、ハイウェイオアシス構想かなとは思いますが、いずれにしても合併前なので、旧笠間市時代の案件なので、よろしくお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 16番西山議員の御質問にお答えいたします。

合併前のハイウェイ構想の進捗状況を伺うとの御質問でございますが、平成10年から2か年にわたり、北関東自動車道拠点整備事業の計画を策定いたしました。整備事業につきましては、笠間市と民間事業者による整備計画を予定しており、事業内容といたしましては、地域情報センター、レストラン、コンビニエンスストア、フードコート、温浴施設、オートキャンプ場などでありました。整備計画の対象区域は、北関東自動車道に面した上加賀田地内、現在の笠間パーキングエリアから友部インターチェンジ方面への潤沼川に囲まれた区域となり、計画面積は約21ヘクタールとなっております。民間事業者主体による事業計画を予定しておりましたが、民間事業者が計画を断念したため、事業実施には至っておりません。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 調査費等、市が投じた金額、予算というのはどのぐらいあったのですか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 調査の、すみません、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） ハイウェイオアシス構想があつて、今、言ったように、民間事業者が撤退したので頓挫したという答弁をいただきましたけれども、それになるまでに市が負担した予算、それはありますか。あるとすれば幾らですか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 大変失礼しました。

先ほど、平成10年、平成11年、2か年にわたり計画書を策定したというお話をしましたが、書類が残ってないという状況の中で、整備の策定費用については承知してございません。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 税金を使ったのでしょうか、多分。民間が民間の自己負担で調査したわけじゃないと思うのです。私が調査というか、調べた中で、暗渠の整備があると思うのですが、御存じですか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） ボックス……、暗渠、承知しています。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それは誰が設置したのですか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 北関東自動車道、今の笠間パーキングから友部インター方面に向かったところに、もともと市道がございました。そこは埋立てというか、盛土になったためにその機能保障ということで、公団がNEXCOがボックスを造るということで計画をしていました。先ほど言った、事業を断念したことによりまして、涸沼川とボックスの間に将来の土地を考えまして、幅員を5.6メートルから9.2メートルに変更して、ボックスの3.6メートル分、金額にしまして2,392万5,000円、これを笠間市が将来のために負担してございます。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは、負担をしてしました。それが将来のためにですから、将来というのは今ですか、それともこれから先ですか。その部分だけちょっと。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 事業計画そのものは民間にお願いするという計画でいたものですから、今も含めて将来までのことを言っています。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは、今回のIC、インターチェンジの建設とどんなふう

に関わってくるのですか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 今回の笠間PAのスマートインターの設置と直接関わりはございません。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） そうですね。つまり、そういうことを金額というよりも、地域住民と共にビジョンを持って将来を見据えて、こんなふうにしようよと言って、実は市が主体になって本来は動いてきたことだと思うのですが、結果として、住民説明はどこでしていますか。要するに、今回のその部分についても、これは必要ないのだよというようなことも含めて、あるいはもともとのハイウェイオアシス構想がなくなったのだ、頓挫したのだと、時代の流れで違うのだよという説明はいつしましたか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 拠点整備を断念したということで、平成11年度に地権者の方に説明会を行ってございます。今回のスマートインターチェンジのお話につきましては、すみません、先ほど拠点整備の説明会は、平成11年度に地元地権者でございます。

今回の部分につきましても、説明会といたしますか、新聞報道前に上加賀田地区に、こういう計画があるということで、上加賀田地区全戸に市からチラシを配布してございます。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） チラシを配布したのがイコール説明会に匹敵するかどうかは、私は解釈的には私の解釈じゃないのですけれども、何か私を感じる場所は、どうも地域住民を置き去りにして、その上で独り歩きしてしまっている、この計画が、そのように思えてならないのですが、そうではありませんか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） この計画につきましても、先ほど言いましたように、地区の方全員の方に、何と言いますか、各戸配布をして周知をしているところでございますので、決して置き去りにしたということではございません。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 分かりました。解釈の違いではしょうがないです。

それでは、小項目①を終わりにしまして、小項目②に入ります。

「北関東自動車道友部インターチェンジとの整合性」、つまり矛盾はないですか、整合性を伺います。矛盾はないですか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 北関東自動車道友部インターチェンジとの整合性でございますが、まず、笠間西インターチェンジから東へ約7.3キロ、友部インターチェンジから西へ約1.8キロの位置にございます。笠間パーキングエリアにスマートインターチェン

ジの整備を計画してございます。北関東自動車道と連結するに当たり、笠間西インターチェンジから友部インターチェンジは高架橋及び山間部となるということ、それから、そのため、一般道路と連携しやすい上加賀田地内の笠間パーキングに連携し整備することとなっております。全国的には、既存のインターから1.7キロという距離のところもあるということをご参考にしながらかつ画を立てました。

○議長（石松俊雄君） 西山議員、申し訳ありません。もう少しマイクを近づけていただいてよろしいですか。ありがとうございます。すみません。

西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは整合性についてなのですが、常磐道千代田石岡インターから石岡小美玉スマートインター、この間が6.2キロ、その小美玉から岩間インターまでが8.2キロ、つまり千代田石岡インターから岩間インターまでの間14.4キロになる、足し算すれば、その間にあるということなのです。さらに水戸インターから水戸北スマートインター、これは5.7キロ、今までは北がなかったので、水戸インターから那珂インターまでは11.8キロです。今、水戸北スマートインターから那珂インターまでが6.1キロ、友部スマートインターから友部インターまでが8.5キロ、友部インターから笠間西インターまでが9.1キロ、17.6キロの間になりますが、単純によく観光客を集客しようとかというと、中央に向くのです。南に向くのです。東京のお客さん呼ぼうよと、こうなるのです。そうすると一般論で言えば、常磐道で来て、友部のジャンクションがあって、一番近いのはどこなのといったとき、もちろん岩間で降りる人もいるかもしれませんが、友部のスマートインターもあるし、それから友部のインターとあると思うのですが、さて、その中でこの1.7キロと認識しています。友部インターから1.7キロ、笠間西インターとの間にある、これから計画されているスマートインターについて果たしてどうでしょう。どんなふうな流れが見込めますか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） すみません。1.7キロというのは、全国の事例でございまして、今、計画していますのは1.8キロ、0.1キロ違いますけれども、1.8キロということで認識してございます。

今の西山議員おっしゃりますように、今回、近い距離ということでございますが、例えば事業効果のほうにも現れてくる話なのですけれども、栃木、群馬の方面から西から来る場合、笠間の旧市街地まで行くのに、現在、笠間西インターを利用して国道50号を来るということで、かなり交通の渋滞も発生するときもあります。それも今回のスマートインターまで来ていただければ、距離も時間もある程度稼げる、当然これは料金が少し発生するというところでございます。

それから東京方面から来た場合、この事業背景になりますけれども、道の駅がオープンと計画した段階でかなりの355号線の渋滞が考えられるということで、何か県といろいろ

相談をした結果、ここにスマートインターということもあり得るのではないかということで、今回、いろいろ勉強しまして計画したということで、友部インターとの距離もございますけれども、インターをすることによって有効的にできるという判断をさせていただきます。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 今の部長の答弁は、例えばここに部長の家がありました。高速道路で行くと、ちょっと過ぎて向こうから戻らなくちゃならない。でも、ここで降りられたらいいね、じゃあ、こんなふうにインター造っちゃおうかというのに近い答弁です。計画性、全然ないです。

じゃあ今から聞きますから、質問しますから、利用台数、インターチェンジ、どんなふうにデータを取っていますか。例えば、友部インター、笠間西インター、データ、1日あるいは年、あるいはイベント時、あとは県の平均とか、その辺どんなふうを取っていますか。どんなふうを取っているかでいいです。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 交通量につきましては、友部スマートインターが3,444、令和2年ですけれども1番で、過去5年間で平均した数字を言いますと、1日3,492台、友部インターが4,360台ということで、これは全国の道路の交通情勢調査というところから出る部分です。笠間西インターにつきましては、1日約2,132台というのが5年間の平均でございます。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 多分一番、今、「ああ、そうか、必要かな」と市民が思ったりする、単純に思ったりする部分として考えれば、道の駅の開設に伴ってではないかなとは思いますがいかがですか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 道の駅の開設に伴いまして現実的に355号が渋滞しているという中で、渋滞対策の一つとして、先月に開通しました南友部平町線、国道50号線から北山公園のほうを通ってくるルートとか、いろいろございます。

今回の、先ほど申しましたように、スマートインターにつきましては、旧笠間地区の観光施設とかに来るためにも、355を通らないルートということで考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） いろいろデータも調査して、ここに必要なのだと、さっき言ったように、ここにあったらいいねが今、具体的にになったというような言い方なのですが、そもそも地域住民との関わりの中で、ハイウェイオアシス構想を立ち上げた。その中で時代の流れがあって、その構想は変わったにしても、こんなふうにしようよというたたき台があってかなと思ったのですけれども、何か全く違うような、道の駅のことが非常にクローズアップされているところがあったりとかなのですが、いずれにしても距離の短いとこ

ろで具体的にここの友部で降りる、友部インターを利用する車両が例えば半減までしなくても3分の1になるとか4分の1になるとかという、それでこちらの道路じゃなくて、こちらの道路から行くから渋滞の解消になるし、これから質問しますけれども、市内のほうに回ってもらうのだとかと、そういうことですか構想は。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 今の計画ですと、新しくできるスマートインターチェンジ、1日約1,000台の交通量を見込んでございます。例えば、友部インターで降りる方、それから西インターで降りる方が利用するという想定の下で、1,000台の交通量を見込んでございます。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは見込みが1,000台ということで、整合性の部分の回答をいただいたということで理解します。

それでは、小項目②を終わりました、小項目③「関連アクセス道について」お伺いいたします。これは、まさにそのとおり、アクセス道路はどうなっていますか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） アクセス道についてでございますが、大関議員のお答えと同じになってしまいますが、北関東自動車道笠間パーキングエリアと連結するスマートインターチェンジと、一般県道稲田友部線を結ぶアクセス道路の整備となります。一般県道稲田友部線とアクセス道路の交差点付近、約120メートル区間においては、茨城県が施工いたします。残りのアクセス道路約620メートルは笠間市が施工し、整備費用は約7億8,000万円を予定しております。笠間パーキングエリアからインターチェンジ料金所までの区間においては、東日本高速道路株式会社が施工することになってございます。整備計画については、現在、ゴルフ場利用者が来場する際に利用しています管理用道路を道路構造令に基づいて改良工事を行い、アクセス道路としての整備を行います。一般県道稲田友部線から料金所までは市道として認定手続を行い、整備後は笠間市の管理用の道路となります。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） まさに大関議員が既に質問していますのでおっしゃるとおりなのですか、私の質問の内容ちょっと違うので、答弁、今度よくしていただきたいのですが、これもともと管理用道路なので、公道ではないのですか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） これはゴルフ場がゴルフ場としてやっています、市道として認定されていないということ、私道ですので、道路構造令には基づいてございません。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 今回の件で改めて、市道になるということで間違いはないですね。

- 議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。
- 都市建設部長（吉田貴郎君） 笠間市の道路となるということで間違いございません。
- 議長（石松俊雄君） 西山 猛君。
- 16番（西山 猛君） それは買上げですか。
- 議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。
- 都市建設部長（吉田貴郎君） 買収を予定してございます。
- 議長（石松俊雄君） 西山 猛君。
- 16番（西山 猛君） それでは、まず、このスマートインターから降りました。今、言った、今度、市道になる笠間市道になる道路、これは右には行けませんか。
- 議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。
- 都市建設部長（吉田貴郎君） スマートインターから降りまして、料金所を過ぎて、そこから市道になります。ゴルフ場に行くことはできます。で、直進しますと県道にぶつかり、そこがアクセス道路になります。
- 議長（石松俊雄君） 西山 猛君。
- 16番（西山 猛君） ゴルフ場には行けますは分かりましたが、1日1,000台を見込んでいる、その1,000台の中には、もしかしたらもっと近道があるんじゃないかとかと、右に行くとかということとは想定されないのですか。
- 議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。
- 都市建設部長（吉田貴郎君） そこは料金所を過ぎたところに、きちんと案内標識をやるかということ、ゴルフ場、また今度、私有地になりますので、そこには入らないような仕掛けを考えます。
- 議長（石松俊雄君） 西山 猛君。
- 16番（西山 猛君） そのとおりです。それは、今度、県道にアクセスされています。県道の整備、これはどのぐらいまで計画されているのですか。
- 議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。
- 都市建設部長（吉田貴郎君） 県道の整備につきましては、今、県道が一番高いところが、ゴルフ場の入り口になってございます。今年度、令和3年度も含めてですけれども、茨城県のほうで、どこにアクセスするのがいいかという部分について、県のほうで、今、調査をいただいているところでございます。当然、前後の県道の改修も含めて、今現在、調査をしているところでございます。
- 議長（石松俊雄君） 西山 猛君。
- 16番（西山 猛君） 私は素人なので分かりませんが、技術的なことを言えば、幾つ角度、何度という、多分坂道上りも下りもあるので、そこにアクセスさせるための要件となると思うのです。これじゃだめですよとか、こうしなきゃだめですよとか、そういうことというのは、事前に地元の皆さんなんかとの協議というのはできているのですか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） まだ、そこは調査の段階でどれだけの用地幅とか、こういう構造になるというものが決まってございません。決まりましたら、きちんと地元説明会をして了承を得たいと思っています。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） アクセスは、後にしましょう。じゃあ、③を終わります。

④、それでは「スマートインターチェンジから市内観光地への誘導について」、どんなふうに、例えばインターの出口に市長が待っていて、「笠間市長です、どうぞどうぞ」と、こういうわけにいかないじゃないですか。「ようこそ笠間へ」と、これできないじゃないですか。じゃあ、果たしてどのようにしますか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） スマートインターから市内観光地への誘導についてでございますが、東京方面からの観光客は、多くは友部インターを利用して市内のイベント会場へ向かう国道355号に交通が集中し、渋滞が生じているところでございます。笠間パーキングエリアスマートインターチェンジを整備することによりまして、新たなルートが確保され、アクセス性が向上されます。また、群馬県や栃木県方面の観光客につきましても、笠間インターチェンジから国道50号を利用しておりますが、稲田地区は慢性的な渋滞が発生しているため、スマートインターチェンジを利用することによりまして高速道路の利便性が向上し、交流人口の拡大が期待されております。

市内観光地への移動につきましては、高速道路区間に案内標識を設置し、市内観光施設などへの誘導を図り、観光客が分散された持続可能な観光周遊が可能と考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） アクセス道路が県道になるのですが、県道は通学路になっています。県道と言いながらも狭いところもありますし、そもそも現在も結構スピードを出して走っている車が見受けられます。通学路としての安全確保、安全保障はどうなのでしょう。図られますか、1日1,000台のあれを計算しているのです。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 以前に地元安見議員のほうからも御質問がありましたとおり、クロネコヤマトのところから吉原地区までの間で歩道が整備されてない箇所があります。そこについては茨城県のほうに要望し、今、おっしゃりますように、1,000台の交通量が増えるという中では、そこも併せて整備していただけるように要望しておるところでございます。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 片方の計画は具体的で、片方は要望するからちょっと待つてよになるかもしれない。そういうことというのは、変則的なことは起こり得ませんか。待つ

たなしです。こっち整備できているから、これ大丈夫ですよという話じゃない。これを整備したいのだ、するのだ、そしたら、こっちは要望しているのだと、並行してと、これ同時です。それ具体的にどうなのですか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 同時に施工するように、土木のほうにはお願いをしています。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） その通りです。これは開通と同時にもう整備されてなければおかしいことです。それはきちっとお願いします。地元の皆さんの、多分思いです、それが。

いずれにしても、誘導について看板等しかなかなかないのかな、表示等しかなないのかなとは思いますが、いずれにしても市内まで入る、国道355に出て、355を右に行って道の駅へ向かうのか、あるいは旧の市内に入る、お稲荷さんもあるのだ、どうなのだという事はあるかもしれませんが。そういうところを、じゃあ、道路の整備として必要不可欠な部分だと思うのですが、全体像というものはあるのですか、こんなふうに回れるのだと。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） まだ、その具体的な全体像はつかめてございませんが、当然、具体化する中には、例えば、今、議員おっしゃられますように、どの方面に行って、例えば看板がここは抜けているとか、案内が手薄になっているとか、そういう部分については、現地を確認しながら開通できるまでにはきちんと整備をしていくということになります。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 言葉は悪いのですけれども、出たところ勝負なのです。そういう感覚です。こういう問題が起きました、じゃあ、考えましょう、そういう感じなのでしょうかね。それでももちろん努力義務でいいと思うのですけれども、例えば355が開通しました、全線こちら開通しました。そのときに旧道のほうに入る手越の、手越何でしたか、あの交差点名は……、旧道のところ。あの信号は、今、質問からちょっと脱線しちゃうかもしれませんが、あの信号というのは旧道のほうから来ると矢印が左に出て、1回、どのぐらいの時間かちょっと分からない、赤になるのです。あの変則というのは一体何なのでしょうと思うのです。

朝の時間帯は、部長、見たことありますか。結構混んでいるのですけれども、ああいうものの全体の整備になってくるような気がするのですが、今の考えで、壁にぶつかったら、じゃあ何とかしましょう、議論しましょうと、設置しましょうと、そういう考えでよろしいですか。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 今の議員おっしゃるのは、355号線、手越、私、毎日朝

通勤していますので、実態把握してございます。矢印が出る部分についても、前回、この議会の中で答弁をさせていただいてございます。非常に、あれっと思うようなびっくりするようなこともございますけれども、警察のほうにも協議をさせていただきましたが、左側を曲がったところに横断歩道があるということで、あそこは1回矢印が出て、それからまた変わるのだという説明をした覚えがございます。

今、議員がおっしゃりますように、将来的な道路網という部分については、案内も含めてこれはすぐにどうなるのかと、どういうふうにしていったらいいのかという部分については、現地を調査するということをしていきたいと思えます。

あと、最近ほとんどの車にカーナビがついているということで、カーナビが一番近い距離を検索するということがありますので、その辺も考慮しながら、現場の状況を確認していきたいと思えます。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それでは、④を終わりますして、⑤「整備の必要性について」伺う。

何かちょっとばかげた質問なのですが、必要だからやるんだらうと、当たり前のことなのですが、その必要性の度合いですか、その部分でお答え願いたいと思えます。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 先ほど答弁した内容とかぶるかもしれませんが、整備の必要性についての御質問でございますが、本市は、年間を通じて多くの観光イベントを開催し、観光誘客を図ってございます。観光客の多くは自家用車を使用しており、大規模イベント開催時には、国道355号などの会場へ向かう道路に交通が集中し、渋滞が生じております。スマートインターチェンジを整備することにより、渋滞区間を避けた新たなルートが確保され、観光地へのアクセス性の向上、周遊道路の渋滞緩和につながり、さらなる誘客を目指してございます。

また、本市においても人口減少の対策が必要となります。特に、そこに住む市民の生活環境が将来にわたって持続可能となるような地域社会を形成することが必要であり、スマートインターチェンジを整備することで、高齢者、子ども、障害を含む全ての人の移動手段、交通事故、渋滞の心配がなく、自由に移動が可能となります。群馬県や栃木県からの交流人口の拡大や広域的な物流の異動による産業の振興、地場産業や観光などの地域産業や観光資源を生かし来訪者の増加を図ってまいります。

さらに、笠間市内の救急出動件数は年々増加しております。近年では救急患者の容態、搬送先の病院に応じて、高速道路を活用しております。スマートインターチェンジの整備により、高速道路への迅速なアクセスが可能となり、高度医療施設へのアクセス性、救命率の向上に寄与されます。

○議長（石松俊雄君） 答弁者に申し上げます。繰り返しの答弁は避けていただいて、質

問に端的に答えるようお願いいたします。

西山 猛君。

○16番(西山 猛君) 要は、必要だということを必要だと言わないで、必要だと思わせるという、何か答弁にしか聞こえなかったのですが、必要なのです、多分。でも、必要なだけけれども、本当に市民が求めているか、100点のことをしなくちゃいけないのは、行政じゃないですか。でも、世の中100点のことというのではないじゃないですか。我々もそうです。100点のことやろうと思っています。でも、なかなかそれができない。でも、行政は少なくとも100点だというふうに思っていなければ、それはおかしい話です。それは、市民に対する背信行為になります。

なので、私がこの必要性について何うという部分では、こういうことだから必要なのだという断言が必要だったのです。だから、ここでけがした人がいて、ここから高速道路に乗ればすぐに病院に行けたのだ、それはここにインターチェンジがあったほうがいいに決まっているじゃないですか。そうじゃなくて、将来こんなビジョンの中にこれが必要なのだというようなことと、さらには国家百年の大計、今、50年、50年前どうなの、50年先どうなる、歴史を振り返ってそういうことを考えたときに、今、必要なことをやるために、例えば地元の皆さんの考え方とか、これからの協力性だとか、そういうことを成就させておいて、それでこの計画があって、実はもう県道整備されているのですよと、こんなふうな部分で何か早くしてよというような求められる行政というのが、多分、私、必要性というところに合致するのだと思うのです。これは私の持論です。⑤を終わります。

「市民の負債について何う」ということが、⑥になります。これは今の必要性に今度リンクするのでお答えをいただきたいと思います。負債、つまり、この事業でどれだけ負債があるの。

○議長(石松俊雄君) 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長(吉田貴郎君) 市民の負債についての御質問でございますが、全体事業費、昨日説明しました約9億8,000万円、そのうち半分の約4億9,000万円を国の補助金として算定をしてございます。そして95%合併特例債を活用して、その70%が交付税で算入され、交付税措置後約1億6,700万円が本当に市の負担ということで考えてございます。

○議長(石松俊雄君) 西山 猛君。

○16番(西山 猛君) 昨日説明したと、大関議員に対する説明のことだと思うのですが、はっきり言います。大関議員のこの質問の内容というのは、私が聞く限りでは推進派です。インター推進派、もっと延ばせと。私は慎重派です。それでこの質問をしていますから、答弁の仕方、気をつけていただきたいと思います。借金は幾らなのと聞いているの。市民は幾ら負担するのと聞いているのです。市民は幾ら借金を負担するのですかと聞いている。

○議長(石松俊雄君) 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 大変失礼いたしました。

笠間市の負担の部分が約1億6,700万円、これが市民負担になります。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） よく合併特例債は何か返さなくていいみたいなそんな発想がありますが、これは違います、特例債です。借金です、債務です。結局は、これは交付税の中に盛り込まれてバランスを取って、最終的には負担が1億6,700万円ということですが、実際、その借金と費用対効果というのはどこで分かるでしょう、どんなところで、1日1,000台の利用者があって、どの辺で分かるでしょう。

○議長（石松俊雄君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 費用対効果につきましては非常に、笠間市が負担します1億6,700万円に対してどれだけかというのは、今のところ算出が非常に難しい部分がございます。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 無責任な言い方です。それはそのとおりです。ただ、こんなふうな試算があって、こんなふうになって5年後こうです、10年後こうですというのは、少なくとも行政マンとしてここに数字で出さなくちゃ、少なくとも机の上に、ただそれが現実化するかは別です、それは。よく国で採択されました、交付事業をもらいますと言っても、それは大体こんなになっているわけないよという数字が並んでいる場合が多いです、実際、自治体が持ち出すものに対して。それは、じゃあ手を挙げなければほかに引っちゃうのだから手を挙げましょうよと、こんなこともあるのかもしれない。でも、もうそんな時代じゃない。自立してやっていかなくちゃならない、笠間市が単体でやっていけるぐらいの中身の濃いものにしなくちゃいけないといったときに、そういう癖をなくしたいと思うのです、この際ですから。

もっと本当は踏み込んだ負債のことを質問したかったのですが、分かりました、これ結構です。大項目1、これ終わりします。

それでは、大項目2、行政区の在り方と地域づくり。

小項目①「改めて行政区の設置目的について」お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 16番西山議員の御質問にお答えをいたします。

行政区の設置目的についてでございますが、行政区は市と地域住民との連携を密にすることにより、地域住民の利便性の向上と効率的で円滑な行政運営を実現するため、市内の一定区域帯を行政区として設置をしている組織でございます。また、行政区ごとに区長を置くこととしまして、市長が区長を委嘱しまして、市から地域住民の方への情報提供、反対に地域住民の方からの様々な御要望、御意見等を取りまとめいただきまして、市へ伝達するなどの事務を行っていた

だいております。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 簡単に言えば、管理しやすいように、あるいは行政とのパイプの中で、さらにそれをパイプの先まで見えるようにというのが一つの考え方かなと思っております。

それと、もともと行政区という言い方をしていますが、もともとの地域で、それをイコール行政区という言い方をしていると思うのです。改めて例えば合併をして新しい笠間市ができたから行政区を策定しよう、じゃあどんなふうに分けるかと言って、こうしましょう、ああしましょうじゃなくて、もともとあった地域、地縁血縁でできたような地域があります。そういう地域を行政区、その延長線上に行政区、住所なんかも含めて、そのようにしてあると思っております。

改めて、行政区の設置目的を何うという質問をしたのは、この質問は何回もやっているのです。なぜこれをもう一回こんな言い方を、何回もなぜこんな質問するかというと、まず行政区の在り方というので、多分、諮問機関をつくったりなんかしてやった、調査をしたかなと思うのですが、結果としてどんなふうに笠間市が求める行政区に近づいたか、どんなふうに、どの部分で、それだけお答えください。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 平成23年のときに、笠間市行政区制度検討委員会というものを設置しまして、その答申を受けた部分かと思えますけれども、そのときには行政区の規模を30世帯以上200世帯未満が望ましい区域ではないかという答申をいただいたのと、それから区長の報酬について、区域、大きさとか、あるいは区長の業務内容からして改定が必要であろうというような御意見をいただきまして、それに基づきまして、適正な規模でございすけれども、30世帯未満の区につきましては二つ減になってございす。200世帯以上の区につきまして、これも同じような二つ減の状況がございす。それが結果となってございす。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 何、意見。何と言ったの。30軒以下が何。何と言ったの、部長。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 30世帯未満の数は二つ、2区減りまして、200世帯以上の数も二つ減ってございす。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 分かりました。平成23年に諮問機関があつて、そこから受けた答申に基づいて、適正がこれであろうと。その適正な物差しを持ち出して、皆さんこうですよ、こんなふうにしてくださいよ、それは区長会が通したのかどうしたのか分かりませんが、結果として実績として二つ、4件の改革ができたということですか。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 総数としてはそうでございます。ただ、付け加えて申し上げますと、そのときに、合計としてはその数になりますけれども、例えば統合の場合は5区を合わせて一つにされてきたところとか、あるいは二つを一つにされてきたところがありまして、実際に減った数はそれよりも多くございますけれども、ただ新設もございまして、そういう数になってございます。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 設置目的の理想というのがあって、それは答申に基づいて、まずは世帯数、そういうものをまずはきちっと枠組みをつくっていかうということで動きました。でも、平成23年から現在までに、それ以上も以下もないのですね、動きは。それは全然努力してないのですね。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 平成29年度以降についてはございません。これまで、そういった分割の話をしてございましたけれども、なかなか地域の事情もございまして、それ以上、今、お話をした以上の結果にはなっていない状況がございます。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） なるほど。地域の事情ということにしちゃうと、多分みんな地域の事情なのです。特に答申の中で入ってないのしょうけれども、規模的なことだとかしかないのでしょうけれども、実際は区長をはじめ役員の担い手、後継、あるいはいろいろなものの運営の仕方が、人口減少と高齢化のために駄目なのです、できないのです。できないということは、実質崩壊しているのです。でも、崩壊していても、そのまま何とか区といって行政区で残っているという状況が多分あるのだと思うのです。いかがですか。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議員おっしゃいますように、非常にそういった現状があって、地域コミュニティのこれからの維持というものは、大変大きな課題だと思っています。なかなか地域の特性というお話をさせていただきましたけれども、御意見を伺う中では、長年の付き合いの中で地域がまとまっているから、なかなか統合は難しいというようなこともございますけれども、今、議員がおっしゃられたように、問題を含めまして小さな区が一緒になっていくということは、やはり必要ではなからうかなと私は思っております。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） ①を終わります。

②「現在の行政区の構成状況について」、これは何か先ほどの答弁の中に組み込まれていたように感じるので、行政区の在り方に基づいて行政が一步踏み込んで出来上がったものが合併もある、分けたのもあるということで、今、310と言いましたか、310と内桶議員の質問中にも出ていましたので、310の行政区がある。ただ、その中には新しくできた新

規、そういうところも入っていますよということだと思っております。実際は、平成29年以降、平成29年あるいは平成30年以降、行政区の区割りの在り方というのは進んでいなかったのですね。機構というか、改革するのにやっていなかったのですね、動いてなかったのですね。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 区長会の総会ですとか役員会等の中で、そういった規模のお話はさせていただいた経緯はございますけれども、実際問題として、特別な区域に入って統合のお話まで進めていったことは残念ながらございません。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 部長の答弁の中で、小さいものを合わせて、要は足し算、足し算のことについては可能であるというように受けたのです、答弁の中で、小さいものを合わせていく、これは必要だろうと、必要だろうし、そうしなくちゃいけないだろうということだと思っております。

だとすれば、行政区の、今、これの構成状況を考えたとき、15軒か20軒で一区のところがある。もちろん何百軒というのものもある。そういうことを考えたときに、この際ですから合併特例をやったほうがいいんじゃないかと思っております。合併をして、例えば地区公民館がある、自分たちの持っている公民館があるのだ、それを修繕も何もできないのだと。だったらここで一つにしたらいいんじゃないのとか、あるいはこんな補助を出すよとか、こんな助成しますよとかというもので促す方法、これを具体的にすべきじゃないかと思っております。区長会で集まって、「皆さんこうしてくださいよ」と区長に言ったところで、区長が持ち帰って隣の区の区長とお話しして、「こんな話が出たけれども前向きに研究会をやるよ」と、それはないです。ないと思います。

なので、むしろ、こんなふうになればこの予算を皆、市民、区民に負担させなくてできるよ、なので、こんなふうにやらない。第一段階として、例えば地元の子ども会がちっちゃいのがあるのだけれども、子ども会の合併だけしょうよと。そうすると、こんな費用をもらえるのだと。じゃあ、次はこうしょうよ、次は敬老会こんなふうに一体でやりましょうよとか、何かそんなふうにして、それに対してこんなふうなことを上げますよ、できますよという具体的な、厳しいことばかり言わないで現実分かっているわけだから、そうじゃなくて手厚い、かゆいところに手が届く行政の予算措置、この考えをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 大変ありがたい提案といえますか、地域住民自治としての町内会、自治会は、例えば、今、議員がおっしゃられましたように、防犯防災ですとか、あるいは子どもたちの見守りとか、清掃活動とか、大変重要な役割をいただいている組織でございます、非常に重要なものだと思っております。

先ほどおっしゃられたように、小さい区だと成り手もいらっしゃらないということもありますし、なかなか存続機能が低下してきてしまうというのもございますので、何とか在り方については検討しなければならないと思っています。

そのやり方、予算も含めて、やり方につきましては、ただいまそういう決定はしてはございませんので、今後、課題になるかなと思っていますし、地域の集会所につきましても更新等の費用も含めまして、例えば補助の在り方、今も補助制度はございますけれども、そういったものにつきましても検討の余地はあるかなとは考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） なぜこういう質問をするかという、今期定例会に付議されています笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例の制定についてなのですが、その条例そのものに、私はそもそもあり得ないだろうと思っているのです。つまり反対です、この内容については。

何が言いたいかと、既に質問者がおりますので全体的なことはいいと思うのですが、この地域住民の自発的などというのは、これは第5条に入ってくるのですが、行政区の役割という中に、地域住民の自発的な行政区への加入と、自発的などということは自由だということです。自由だと言いながら、地域住民の責務みたいな役割みたいなこと、最終的に何が言いたいかという、これは笠間市行政が行政という枠をつくって、その中にとどまっている。そこから先があなた方、それもさらに市民、そこにいる住民、それから行政区、それから事業者、あと何か、四つに分かれていました住宅関連事業者か。そうやって分けることで、これは役割分担じゃなくて、市の位置関係をきちっとしているだけで、それを思えば、過日判決が出たと言っていますが、判決内容は聞いておりませんが、判決が出た、原告の請求棄却ということで市が勝訴したということで聞いておりますが、そもそも論として、法律的なことを議論するテーブルにのるということは、やっぱり行政に落ち度があったのだと、こう解するべきだと思うのです。それは勝てばいいじゃない。でも、そういうことに端を発してこの条例を設置する、この条例には市の役割があるでしょう。だから市とこれは関係ないのです。役割があるということは、こっちとこっち関係ない。それはあなたの役割だから、我々はこっちですよと言えるのね。

だからそういう意味で言ったらば、市の立場をつくるための、もっと分かりやすく言えば責任転嫁、それはグジグジやったら、そちらの問題ですよと、地域の問題ですよと、行政区の問題ですよ、それは市民の問題ですよと。どう考えたって自発的にとっているのだから、入ろうが入らまいか、あるいは抜けようが関係ないということのをこれで言ってしまうのと一緒です。いかがですか。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 自治会につきましては、歴史的に見ますと、区域内に居住する全ての世帯が加入することが当然視にされていたものではありますけれども、現在、法

的性格としては任意団体であって、強制的に加入を求めることが違法であるというような判決が最高裁の判決で出ています。

そういう法的な位置づけを踏まえまして、今、議員が大変懸念されておりますように、自治会そのものの存続が非常に難しくなっている、加入率が低下しているということを踏まえまして、今回、条例化をして改めて地域の方、あるいは私どもも一緒に共にそういった在り方を考えていく契機としたいということで、そういう考え方から条例を制定させていただきたいということでございます。

新しく入る方、なかなか難しい面がありますけれども、コミュニティの意義、あるいはメリット、例えば防災の時にみんなで助けが合うこととか、あるいはふだんからのお付き合いが、その地域づくりに非常に大事だということを認識していただいて、共によりよい地域をつくっていききたいという趣旨でございます。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） そういう理念概念からいったら、新しい行政区をつくるなんていうことは、おかしいんじゃないですか。条例違反じゃないですか。そう思いませんか。新しい行政区がありますよと、過去にはできましたよと言ったら、これから、この条例が施行されたその後、新しい行政区を設置するなんていうのは、例えば、じゃあ住宅街にワーッと入ってきました、住宅街で6棟ありましたと、6世帯できました。取りあえず6世帯で行政区つくろうよと、これ違法じゃないですか、条例違反じゃないですか。違いますか。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） その区域につきましては条例で定めるものではありませんで、自治会を単位として、そこを行政区として定めておりますので、それは住民の方々にその区域を周辺の方々とも含めて協議をしていただきたいと思いますと考えております。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） それは違います。行政は、ここに引っ越しました、取りあえず来てください、その行政区はどこどこですよと行政が定めているのだから、条例では定めてないけれども、行政があなたの地区、あなたの住所は何々区ですよ、区長、誰々ですよと定めているのだから、そうでしょう。

副市長、答弁していただきたい。この条例について、トップでやったはずだから、いただきたい答弁。この解釈。

○議長（石松俊雄君） 市長、答弁されます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 西山さんの考え方と提案した私どもの考え方はちょっと違うと思いますが、行政区の加入促進条例を提案した最大の理由は、全体的に人口が減少してきて、

地域で様々な課題が出てきております。そういう中で住民の皆さんは、やっぱり行政に何とかしてほしいというような状況がございます。行政は住民との中間組織として行政区があるわけでありますが、その加入者が減っているという現状を鑑みて、まずはどっちが先かは別にしても、まずは行政に加入をしていただいて、そして自分の足元を含めて行政との関係をしっかり議論し合う、そういうことで地域づくりをやっていくということが私は考え方の基本でございます。

これまで西山さん、議員の立場で行政区の在り方についてはいろいろ御質問をされました。確かに世帯数が少ないところもでございます。そこに手をつけなかったのは、これは行政として我々は方向性を出して、手をつけなかったところは反省すべきものがあるかと思っております。また、今後、そこはしっかり進めていきたいと思っておりますし、この条例をきっかけに市民の中で、自分たちの行政区とか地域をしっかりと見つめ直す機会にもしてもらいたいと思っておりますし、また新しいエリアの開発があれば、そこは昔からの慣例的に、ここは何行政区というのは確かに言うとおりに決まっています。その行政区に加入をお願いしますということは、これまでもやってきたし、今後もやっていきます。

ただ、戸数が一定の戸数で多い大規模な開発等については、それは新しい行政区として認めて、そこに加入してもらおうと、そういうことは十分あり得ることだと思います。

○議長（石松俊雄君） 西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 市長に御答弁いただきました。まさに新しい、新規、今、だから310区あるのです。だから311区ができる、そのできる理由というのは、新しい行政区をつくる、それには根拠はないけれども、開発があつたりなんかして何軒かまとまって何軒以上だか何軒未満だか分かりません。でも、それは認めるよということなのです。ということは、つまり自由なのです。自由の中で役割を振り分けるんじゃないで、まるで行政の言っていることは、努力義務じゃないですか。行政がこうします、もう絶対1足す1は2です、100点の仕事をします。だから、これはやってよ、これもお願いしますよ、こうしてくださいよとやらないと、なかなか理想には近づけないと、机の上では分かったよ、でもこれを盾に私は抜けるのだという人も出る。あるいは、これを盾に区長あるいは役員が行って、「行政区に入りなさいよ、これがあるのだから」という強制、そんなことも解釈の中に出てきちゃうんじゃないですか、条例がある以上は。

だからその中で明確にやっていただきたいのは、新しい行政区はこんなふうな場合が想定できるだろうということを議論してもらって、きちっと数字を出すとかなんかする、何かそんなふうにしないと難しいんじゃないですか。もちろん、その中で事業者を巻き込んでいるというのは、そういう意味も兼ねているのしょうけれども、そこはよく分かりました。

分かりました。市長まで答弁していただきましたので、②を終わりにしまして、③最後に行政区の在り方を閉めてください。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 市が求める行政の在り方でございますが、行政区の加入率が減少し、高齢化あるいは担い手の不足によりまして地域活動にも影響が出ている地域もございます。このため、やはり一定規模の、先ほども申し上げましたけれども、世帯数が必要であろうと考えてございます。

ただ、行政区自体、合併前からの期間を経て醸成されてきました地縁組織でございますので、一方的にその規模の見直しや運営の在り方を見直すのも簡単ではないのも事実としてあろうかなと私ども考えてございます。

市と地域住民との連絡を密にして、円滑な事務を推進するため、行政区は地域都市をつなぐ組織でございます。また、地域の方々が交流を深めて、共に支え合う、そういった組織でもございます。こういった目的を達成するためには、1人でも多くの方に行政区に御加入いただいて、地域住民の方々の様々な御意見が反映された運営がなされるように地域住民の方々と一体となって、また区長が市とのつなぎ役として責務をしっかりと果たしていただける、そういった組織が本来の行政区の姿であると考えております。

そのため、実情に応じて、その規模や体制に違いがあっても実勢を持った組織として確立されることが重要と考えてございますので、取組を強化してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 16番西山 猛君の質問が終わりました。

ここで2時15分まで休憩といたします。

午後2時02分休憩

午後2時15分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し会議を再きます。

次に、10番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井でございます。議長の許可を得まして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

3月14日現在、本県の緊急事態措置等の強化緩和に関する判断指標は、病床稼働数がステージ3、重症病床稼働数がステージ2、県内の感染状況は1日当たりの新規陽性者数がステージ4、濃厚接触者以外の陽性者数がステージ4、ここで、ステージ3とは感染が拡大している状態、ステージ4とは感染爆発医療崩壊のリスクが高い状態であると、このような分類がございます。

この中で、1番、市民の命、暮らしを守るための新型コロナウイルス感染症対策。

小項目「市民の状況と入院・療養状況」に関しまして、初めに、救急搬送と救急搬送困

難事案について昨年1年間の各総件数と、令和3年12月、令和4年1月、2月の月別の各件数をお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 消防長堂川直紀君。

○消防長（堂川直紀君） 10番石井議員の御質問にお答えします。

救急搬送と救急搬送困難事案についてですが、救急搬送とは、救急車が出動し、傷病者を医療機関へ搬送した全ての件数を言い、救急搬送困難事案とは、搬送医療機関が見つからないなどの理由により救急隊が現場に30分以上滞在、かつ医療機関への問合せ回数が4回以上の事案を言います。令和3年中の救急搬送件数は2,877件、うち、救急搬送困難事案は33件でございます。

次に、直近の救急搬送件数と救急搬送困難件数についてですが、令和3年12月の搬送件数が279件、搬送困難事案が1件、令和4年1月の搬送件数が289件、うち搬送困難事案が14件、2月が搬送件数228件のうち搬送困難事案が9件となっております。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） ただいま御説明がありましたように、救急搬送事案の件数、救急搬送困難事案の件数は、令和3年、2021年の総件数は33件でありましたけれども、今年の1月、2月だけで23件ですから、昨年の約70%が今年の1月、2月に発生しているということであります。新規陽性者数の急増と救急搬送困難事案件数増加の関連が推測されます。昼夜を問わず活躍する救急隊員の皆様の御苦勞は絶えないと推察いたします。救急隊員をはじめ、困難な中でも感染防止対策を取って職務に当たっておられる救急隊員をはじめ、エッセンシャルワーカーの皆さんの献身的な活躍に感謝申し上げます。

3月12日現在では、県内の新規陽性者数は1,748人、自宅療養者数は8,593人、入院者数は294人、宿泊療養施設での療養者数は692人と発表されています。12日時点での笠間市での新規陽性者数は23人となっておりますが、笠間市民の入院者数、宿泊施設での療養者数、自宅療養者は、現況と人数も含めてどういう状況かお伺いをいたします。自宅療養者につきましては県との情報共有がされていると聞いておりますので、その件のこともお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 10番石井議員の御質問にお答えをいたします。

市民の入院、宿泊療養、自宅療養の現状についてでございますが、これらにつきましては、医師の判定結果後、患者からの聞き取り、病床状況を踏まえ、茨城県が総合的に判断し、入院、宿泊療養等の調整を行っていることから、市への情報の提供はされておられません。

自宅療養につきましては、令和4年1月31日付で、茨城県保健福祉部感染症対策課より、新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅で療養される患者に対するさらなる支援の御協力についての依頼を受けまして、令和4年2月2日から茨城県が実施する健康観察に加

え、市の保健師による自宅療養の際の不安等についての電話対応を行っており、生活相談及び市民活動課における生活支援等につきましても御案内をしているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 分かりました。入院、宿泊療養者への対応は県が行っており、市が把握できない状態にあるということであるということが分かりました。

自宅療養者への食料支援は、ほかの自治体でも行っているところもあります、そう多くはないと思いますけれども。保健師による困り事相談は、業務が逼迫している県の保健所の医療的支援を行う役割もあり、私が知る限りでは、市町村レベルでの支援としては県内では初めての支援ではないかというふうに思います。

次に、②番「ワクチン早期接種の現況と今後の予定」をお伺いをいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） ワクチン早期接種現状と予定についての御質問でございますが、3月14日時点の国のデータシステムからの接種率となりますが、1回目接種が91.1%、2回目接種が89.8%、3回目接種が33.0%でございます。国と比較いたしますと1、2回目接種につきましては上回っている状況でございます。3回目接種につきましては、本市においてはほぼ同率でございます。

今後の予定でございますが、国、県の前倒し接種の方針に対応し、2回目接種後、6か月後を目安に接種券を発送するとともに、集団接種の日程を増やし、接種のさらなる加速化を図っております。また、初回接種を希望する方の対応として、市内4医療機関で接種できるよう調整し、実施しております。

5歳から11歳の小児接種につきましては、希望者の一定数が早期に接種できるよう集団接種を先行し、3月6日より4クール、延べ8回の集団接種を実施し、その後、市内協力医療機関で個別に接種できるよう、現在、調整中でございます。

なお、12歳以上17歳以下の追加接種につきましては、必要な審議等を経て予防接種法に位置づけられた追加接種の方向性にあり、国より迅速な対応ができるよう準備を進める旨の事務連絡がございました。市といたしましても、円滑に接種が進められるよう準備を進めております。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 着実に進んでいるのではないかと思います。国等の方針の変更もあって市の対応も大変だったかと思っておりますけれども、今後ともよろしく願います。それで、5歳から11歳までの子どもの接種に関しては心配する保護者の方もいらっしゃいますので、十分な情報提供と相談に乗っていただいて、親切な対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、「検査実績と拡充の予定について」の質問をいたします。

市が行ったPCR検査事業の実績と、その実績に対する評価を市はどのようにしている

のかお伺いをいたします。お願いします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） PCR検査の実績と評価についての御質問でございますが、市内在住、在勤、在学者の方、それからエッセンシャルワーカーで無症状の方を対象といたしましたPCR検査は、令和3年5月から令和4年3月までに計8回、延べ50日間実施し、検査数4,685件、そのうち陰性は4,673件、陽性が12件、陽性率は0.26%でございました。陽性者と同居する家族で無症状の方を対象とし、市立病院へ委託いたしましたPCR検査は、令和4年2月1日から18日の平日13日間実施し、検査数160件、そのうち陰性が132件、陽性が28件、陽性率は17.5%でございました。

事業の評価につきましては、感染状況や国、県の検査体制を見極めながら柔軟かつ迅速に対応し、市民の皆様様の不安解消や感染拡大防止及びクラスター発生防止に役立つことができたという評価しております。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今、御報告がありましたように、しっかりと無症状の感染者を把握をし、適切な療養につなげることができたということについては、これは大きな成果があったのではないかと思います。感染防止と健康の維持に貢献し、所期の目的を果たすことができたのではないかなというふうに考えております。

それでは、次の質問になりますけれども、現時点での感染状況は、先ほども紹介しましたように高止まりの状況で、県内の死亡者も目立ってきております。先日、軽症の感染者で自宅療養中にお亡くなりになった方が報道され、私もショックを受けました。細心の注意が必要な状況になっております。

最近の状況なのですが、オミクロン株についてはインフルエンザに近い状況になってきたのではないかという見解が一部に出ておりますが、専門家で元東大大学院教授、元イギリスの王立カレッジの教授をなさってWHOでの経験もあり、現在、福島県相馬市の新型コロナウイルスワクチン接種メディカルセンター長をなさっている渋谷健司先生という先生が、3月5日付の「しんぶん赤旗」に次のように述べております。

風邪やインフルエンザでも、基礎疾患の増悪は起きます。増悪というのは、医療用語で感染状況が悪くなるということだそうです。風邪やインフルエンザでも基礎疾患の増悪は起きますが、コロナでは起こす確率や病態が大きく異なり、増悪するスピードがとても早い。これだけ多くの方が基礎疾患の増悪で亡くなるのは、ほかのウイルスではあまりないことです。それから、ワクチンブースター接種を早くやっておくべきだったと、さらにハイリスクである高齢者施設に対する方策として、従事者を含めた定期的な頻回の検査の必要性についても述べておりました。

笠間市の検査は、県内で進んでおりますけれども、PCR検査は3月4日に終了したと、このようにお聞きしております。これからの検査も大変重要だと考えております。今後の

検査と無料PCR検査の拡充方針についてお伺いをいたします。お願いします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） PCR検査の拡充方針につきましては、国、県の動向を注視しながら、市の感染状況を踏まえ検査体制を検討し、計画してまいります。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） これについては、全国知事会は政府に提言を行いまして、次のように言っております。

次の質問に入りますけれども、検査体制については、PCR検査等の無料化については感染拡大傾向時の一般検査事業に要する費用についても全額国が負担するとともに、来年度以降の事業の実施方針を明確に示すことと述べています。全国知事会の提言を踏まえた検査の方針、今の方針に付け加えることはありませんか。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 市のPCR検査につきましては、これまでも県の状況を踏まえながら、そして県の体制を踏まえながら、それを補完する形として市の感染状況に沿って対応してまいりましたので、今後につきましても柔軟で効果ある体制を協議し、構築してまいりたいと考えております。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは、柔軟で的確なという市長の施政方針もありましたけれども、積極的にこれに取り組んでいただくようお願いしたいなというふうに思っております。

それでは、次の自宅療養者の対応についてなのですが、3月12日現在で調べましたところ、感染状況がステージ4になっております。茨城新聞では、県内の12日現在は1,748人、療養中が9,579人、宿泊施設療養が692人で7.2%、自宅療養者は8,593人、89.7%、約9割の人が茨城県内で自宅療養者になっています。

先ほどの話ですと、笠間市では把握が難しい、できないということでしたので、私が県と市の人口比で推計いたしますと約200名という数字になりました。あくまでも人口比での推計ですから、実際、何名の方が自宅療養しているかは分かりません。宿泊施設療養者が県内で7.45%で、自宅療養者が約90%なのはなぜなのか、詳しい理由は分かりません。前、県の方針を聞きましたところ、2月には2,000室の宿泊療養施設を確保したいということをおっしゃってございましたけれども、相当数の人が入っていない。この理由はどうか分かりません。自宅療養を希望する人が多いのか、宿泊施設での療養を希望しているが受入れ態勢に不都合があるのかどうかは分かりません。必要な人が入院、宿泊施設での療養になれば、感染防止の効果は高まるのではないかと考えます。

市では、自宅療養者に対して、県は保健所を通じて医療的なアドバイス等の対応を行い、市は自宅療養者に直接連絡を取り、生活上の相談に対応しているということであります。

軽症と診断され自宅療養中にお亡くなりになった方も県内ではおられるという報道を聞きましたので、現状については大変心配される状況だというふうに考えております。

自宅療養者に対して、困り事に対する生活上の支援、医療的なアドバイスも含まれているのかもしれませんが、それと笠間市も行っている食料支援も今後も継続することは、市民の支援になり重要な支援であると考えますが、今後の市のこれらの支援体制、継続するのかどうかお伺いをいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 自宅療養者の対応につきましては、県内、市内の感染状況を注視し、茨城県、それから庁内関係課、そして関係機関とも連携をしながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 連携しながら対応すると、このようなお話だったのですが、困り事の相談、たしか笠間市の保健師が自宅療養者に対して直接行っている事業、これを継続する方針があるのかないのか。それから食糧支援を4月以降も続ける意向があるのかどうか、もう一度、一般的なことではなくてお伺いしたいなと思っています。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 継続して対応してまいります。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 分かりました。そういう支援は大変助かる支援ですので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、大項目2「東海第二原発から市民の安全、暮らしを守るために」に移ってまいります。

東海第二原子力発電所の運転を差し止める判決が昨年3月、水戸地方裁判所から出されました。その主な理由に、避難計画が不備であるという判断がありました。

そういうことを踏まえまして、①番「実効性ある避難計画と市の避難計画策定について」の中で、初めに避難計画、この策定に関する法的位置についてお伺いをいたします。お願いします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 10番石井議員の御質問にお答えをいたします。

実効性のある避難計画と市の避難計画策定について、避難計画策定の法的位置につきましては、原子力災害対策特別措置法第6条の2第1項の規定による原子力規制委員会が平成24年10月31日に制定しました原子力災害対策指針により、原子力発電所からおおむね半径30キロ圏を原子力災害対策重点区域としまして、同区域の自治体に避難計画の策定を義務づけられていることによるものでございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） その義務づけということについてお伺いをいたしますけれども、私が把握しているのは、自治体が直面する状況と向き合い、自治体の状況に応じて取り組んでいくと、そして、現在、取り組んでいる自治体が多いのではないのでしょうか。そして避難計画の策定期限は、いつまでに策定するという期限はないものと承知しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 策定の期限につきましては、定めはございません。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは、市町村の避難計画の策定状況、14市町村についてお伺いをいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 市町村の避難計画の策定状況でございますが、原子力発電所からおおむね半径30キロ圏の原子力災害対策重点区域とされております14市町村のうち原子力災害時の避難計画策定済みの市町は、笠間市本市、それから常陸大宮市、常陸太田市、鉾田市、大子町の5市町でございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 分かりました。14市町村のうちで5市町であり、笠間市もその一つに入っているということをお伺いしました。

これは、日本原電が新聞に折り込んだ実効性ある避難計画という文書であります。いろいろ詳しく書いてありますけれども、要するに実効性ある避難計画、この実効性というのは一言で言うと、どういうことをもって実効性を持っているというふうに表現しているのか、この辺について市のお考えを伺います。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 実効性の捉え方でございますけれども、笠間市単独での広域避難は考えられませんので、広域的な対応が必要であること、それから避難方法等様々な課題があることを認識してございますので、引き続き、検討を進めてまいりたいと考えてございます。しかし、東日本大震災の教訓を基に避難所が明確になっていることは大変有効であると認識してございます。

それから、すみません、ただいまお示しになったチラシは、県が作成したものではないでしょうか。

○10番（石井 栄君） 違います。日本原電じゃないのですか。

○議長（石松俊雄君） 議長の許可を受けて発言するようにしてください。よろしいですか。

○10番（石井 栄君） 分かりました。

○議長（石松俊雄君） それでは、引き続き、石井 栄君の発言を求めます。

○10番（石井 栄君） 分かりました。

これは確かに「ひばり」の中に、県の策定した避難計画に関する文書です。間違えました。それで、この実効性あることについてということに訂正しますので、それで付け加えることはありますか。特にはないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい、そういうことで、今、実効性のある避難計画は、引き続き検討しながら続けていきたいというような話でした。

それでは、市民の避難計画についてお伺いをいたします。

栃木県の5市町が避難先になっております。避難先の施設数、避難者1人当たりの避難スペースは何平方メートルか、1施設に対する市職員の配置人数、職員の総人数はどのくらいになるのかお伺いをいたします。お願いします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） まず、市内のUPZ圏内の対象者は3万6,066人でございまして、それに対応する、栃木県小山市周辺の5市町、全部で76か所の避難所を準備しているものでございます。

それから、1人当たりのスペースでよろしいでしょうか。

○10番（石井 栄君） そうです。

○総務部長（石井克佳君） スペースにつきましては、1人当たり2平方メートルでございます。それに係る職員数でございますけれども、通常の避難所運営は1か所当たり5人で運営を想定してございます。栃木県5市町の避難場所は先ほど申し上げました76か所でございますので、単純に計算しますと380人ということになりますが、原子力災害対策指針に示されておりますとおり、UPZの避難につきましては区域を特定して避難の判断をするということになっておりまして、笠間市全体で一度に避難することは想定してございません。初動における避難対応は可能であると考えてございまして、それから避難所の運営につきましては、いずれの災害時におきましても避難者の方々に御協力をいただいて、最終的には自主運営していくことを基本方針としているものでございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは、その避難計画というのは、複合災害を想定した計画なのかどうかお伺いいたします。お願いします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 茨城県、それから笠間市それぞれにおきまして計画されていると、地域防災計画の各種災害対策編によって複合対策に対応していくということになります。本原子力災害時広域避難計画につきましては、現時点において、原子力災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、市域を越えた住民避難等の応急対策が迅速に実施できるように必要な事項を定めたものでございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 複合災害を想定した計画になっているという判断なのですか。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） それぞれの災害を想定した計画編がありますので、それを一括した計画としているわけではございませんが、それぞれその災害にのっって対応するという計画になっていますから、それを合わせれば、当然複合的な対応ができるものと考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それぞれのを合わせれば複合災害に対応できる計画だと、そのような話なのですね。そういう認識だということは分かりました。

それでは、介護施設の避難計画について、施設数と策定状況をお伺いします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 介護福祉施設の避難計画でございますが、市内のUPZ圏内の社会福祉施設におきましては、避難受入れ施設のマッチングは全て完了をしております。計画の策定につきましては、社会福祉施設の所管がそれぞれ県と市に分かれておりまして、全体では約半数の施設において避難計画の作成ができていますところでございます。施設数につきましては、市内14の施設中7施設が策定済みと確認をしております。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは次に、医療機関、笠間市には重要な医療機関がたくさんあります。市民にとって大事な市立病院、県立中央病院、こころの医療センター、そのほか民間病院、たくさんありますけれども、それらの施設での避難計画について策定状況をお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 医療機関につきましても、介護福祉施設と同様でございます。それぞれ避難行動は管理者の責任におきまして、自ら策定した避難計画にのっって行われるものでございまして、対象となる施設においておおむね作成をされてございます。市内の医療機関につきましては4医療機関がございしますが、そのうち3医療機関が策定済みと確認してございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは、私も県立中央病院の避難計画の一部を知ることができましたので、その一端を紹介したいと思います。

県立中央病院、令和元年度実績は、病床が500床で、入院患者数は1日395人、外来患者数は1,006人、病床使用率は82.5%、手術件数は年間で3,811件と、このようになっております。お医者さんの数が133名、研修医が26名、そのほか看護師517名など、たくさんの職員数は令和3年4月で916名と、このようになっております。

その避難計画の一端でありますけれども、避難患者数、軽症者の避難に対してどうい

ことが必要かという、医師が13名、看護師79名が必要だというふうになっています、同行する人が、中等症の患者が163名、この方に対してお医者さんが40名、看護師が163名、重傷者140名に対してお医者さん108名、280名の看護師、その他必要だと言っております。

それで、県立中央病院の避難計画の③で、移動手段として必要車両台数は福祉バスが83台、大型バスが11台、乗用車2台、救急車141台、トラック5台、計242台が必要だと言っておりますけれども、施設で保有する車両台数は、乗用車が4台、救急車が1台、計5台であります。こういう計画をつくるのも大変だったでしょうけれども、一生懸命総力を挙げてつくったと思いますけれども、市は市の広域避難計画の中で、要配慮者、病院や社会福祉等に対して、市の計画の中で一定の位置づけをしております。そういう関係で、今ある県立中央病院は、これは管理者が受入れ先の病院を決めたりできない場合には県に調整を求めるといふふうに書いてありますけれども、市の中にある病院施設でありまして、市はこの避難計画について、これはこの避難計画に基づいて円滑に避難することが可能かどうか、そういう判断はしておりますか。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） ただいま茨城県中央病院の計画の内容をお示しいただきましたけれども、それぞれその施設におきまして所管する施設について作成をされた計画の中身でございますので、市がその内容について、その計画について判断する状況にはございません。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 私は、判断する状況にないということなのかどうかよく検討されて、私はよく検討して、本当に市内にある病院が安全に避難することができるのかどうか、私は判断する必要があると思います。それで不足なところがあったらどうしたらいいか、やはり市としてできる範囲がありますけれども、それで対応していくのが必要なのではないかなと私は思います。そのように考えていただきたいなということで、次の質問に移ります。

「再稼働に関する日本原電、それから県、市の方針」に関してですけれども、日本原電が示している再稼働に対する、それまでのプロセスといいますか、考えなのですから、これについては、まず、避難計画を策定をして、その後、県や6市村の了解を受けるというプロセスを経るといふふうに認識しております。また、茨城県につきましては、茨城県の場合は、判断までに幾つかのプロセスを経るといふことになっております。

これについて、市のほうではどのようにそのプロセスを認識しておられるでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 再稼働に対する日本原電、県、市の考えとの御質問でございますが、再稼働に対する方針について、日本原子力発電株式会社は、新規制基準に基づき安全対策工事を進めているところであり、再稼働の時期や方針については明確化をしてご

ございません。

茨城県知事は、再稼働の是非については安全性の検証と実効性ある避難計画の策定に取り組み、県民に情報提供をした上で県民や避難計画を策定する市町村、並びに県議会の意見を伺いながら判断していくことと発言しておりまして、最終的には国と事業者により協議、判断されることとなっております。

また、東海第二発電所におきましては、日本原子力発電株式会社と東海村ほか、周辺5市が実質的な事前了解の権限を認める安全協定を結んでおりますので、再稼働について、あるいは今後の対応についての市のコメントは差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今のようなお話でした。それで県のほうが言っているのは、判断のときには14市町村の首長に対して意見をお聞きすると、そのようなプロセスを取ると、このように言っております。

さて、次なのですけれども、笠間市等が日本原電に支援要請をした件について、何を要請して、どのような回答があったかお伺いします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） UPZ影響圏となります高萩市、本市、常陸大宮市、城里町、大子町では、地域防災計画等に基づきまして、原子力災害広域避難計画の策定をはじめ各種訓練、避難先となる自治体との連携など、市民・町民の方の安全確保のための様々な取組を行っております。しかし、電源立地地域対策交付金の対象となっていないなど、財源の確保がない中で実施すべき業務のみが増加しているような状況でございます。

このような現状を踏まえまして、当該5市町が実施する安全対策及び地域振興策に対しまして日本原子力発電株式会社へ独自に支援を行っていただけるように要望をしたものでございます。その回答につきましては、回答、現時点ではお示しできる状況になく、具体的な検討が進んだ段階で改めて回答できるように検討していただくというような内容でございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） その要望内容と回答状況については、今、お聞きしたとおりだというふうには受け止めております。

それで、やはり市民の安全確保に必要なことというのは、再稼働をやめるように求めることが大事なのではないかなというふうに思っております。これは、東海第二原発の持っている固有の危険性や老朽化であることや、加圧水型というか沸騰水型の原子炉の特有の限界や、それから東海第二原発の老朽化という状況、それから、今、ロシアがウクライナ原発の攻撃を行ったという、こういった現状も踏まえますと、危険性の除去のためには再稼働をやめ、廃炉にすることが最も現実的なことではないかと考えます。

この件については関心も深いので、もう一回、市長のほうから再稼働をやめることに関

する見解をお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（石松俊雄君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 今の質問の答弁の前に、茨城県が14市町村長の意見を聞いて判断するというような質問の中での石井議員の発言がありましたが、少なくとも私はそれを尋ねられるということは全く聞いておりません。

それで、知事は広く県民の声を聞くという話をしているのだと思います。再稼働に関する判断については、今までもお答えしてきたものと変わりはありません。最終的には、国と事業者により協議、判断されることとなっております。

また、東海第二原子力発電所においては、先ほども答弁しましたとおりですが、日本原子力発電株式会社と東海村と、他周辺5市が、実質的な事前了解の権限を認める安全協定を結んでおりますので、それらの判断であり、私のほうからのコメントは差し控えさせていただきます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今、市長からお答えをお聞きしましたがけれども、そのときに尋ねられたことですが、判断する前に、どこまで重視するかは分かりませんが、関係市町村の市長、村長、町長の意見を聞くというプロセスを経るということは公に言っておられると思いますので、その辺は御確認をいただきたいというふうに思います。

今のお話を聞いて、大変慎重な姿勢だと思いましたがけれども、現下の状況を考えてさらに検討を深めて、今の状況に合った御答弁ができるように、いただけるようになることを期待しまして、次の3番、自然環境保全と再生可能エネルギー導入計画についてに移ります。よろしく申し上げます。

この第3問は、自然環境保全のために乱開発をどのように防ぐかというのが、①の大きな主題であります。私が令和3年第4回定例会において質問したところ、執行部のほうから、市町村が策定する温室効果ガス排出削減を図るための実行計画に再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する区域や環境配慮、地域貢献に関する方針を定めるよう努める。国や県が設定する環境配慮基準に基づくエリアを除外した上で、再生可能エネルギー促進区域を設定し、環境保全と再生可能エネルギーの設備導入促進の双方の推進を図ると、このように答弁をいただきました。

これについては、①番の「環境配慮基準に基づくエリアを設定するのは、市か国か、市はエリア設定ができるのかできないのか」、これは言い方が不正確なところもありましたけれども、市はエリア設定に参画ができるのか、こういうことなのですが、これについて答えができるのであればお願いします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 10番石井議員の御質問にお答えいたします。

環境配慮基準に基づくエリアを設定するのは、市か国か、市はエリアを設定できるかと

という質問でございますが、環境配慮基準に基づくエリアは、国や県が設定いたします。国は全国の市町村が共通して除外すべきエリアとして遵守すべき基準を定めまして、茨城県は国の基準を踏まえて地域の条件に応じて除外すべきエリアを定めませんが、市ではエリアの設定はできません。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） ということは、このエリア設定に市は一切関わることができないのか、ある程度は意見を述べることができるのか、それは全くないということなのか、それを一言だけ。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 国と県が定めるものですので、国と県の方針に基づいて定めるものですので、市は意見を述べることはできません。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 分かりました。

それでは、そのエリア設定による効力と実効性というのはどの程度あるのでしょうか。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） エリア設定によるその効力、実効性はどの御質問でございますが、環境配慮基準に基づくエリアの設定は再生可能エネルギー事業を禁止するものではありませんので、既存の関係法令の基準により手続をすることとなります。

しかし、市が設定する促進区域は地域の合意形成を得て設定することとなりますので、促進区域内へのスムーズな事業誘導は可能になると考えております。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは、その次の自然環境保全区域の面積云々については削除させていただきます。後ほどにさせていただいて、再生可能エネルギー促進区域とその実効性、それについてお伺いをいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 再生可能エネルギー促進区域とその実効性との御質問でございますが、再生可能エネルギー促進区域は、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつなげ、地域と共生することで円滑な合意形成を図りながら再生可能エネルギー事業の導入を促進することを目的に市町村が設定できる区域でございます。この区域の設定により、区域内への導入促進が確実に図れるものと考えております。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは、その区域の設定に住民の意見はどの程度反映されるのか、どういう区域を想定しているのかお知らせください。お願いします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） まず、住民の意見がどの程度反映できるのかということ

につきましては、国が示しておりますガイドラインによりますと、ガイドラインが案なのですけれども、それによりますと、地域の合意形成については、関係者、関係機関などで組織する協議会などにおける議論や有識者ヒアリング、地域関係者等を対象とした個別ヒアリングなど、地域住民、その他関係者と情報共有を図り、意見交換を行うことにより合意形成を図ることが重要とされております。

国が示しております案の中では、合意形成者の身分、人数、合意形成の際の数字的な基準などは、具体的内容は現在示されておられません。笠間市といたしましては、促進区域の設定に当たり、どのような方法でどのような形の合意が適当なのかは、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 住民の意見をしっかりと聞いて、環境保全につながられるような方向性でよろしくお願ひしたいと思います。

それで、次、促進区域と配慮基準エリアの実効性を持たせるために必要なことはどういうことが必要なのか、概略で結構です。お考えの件をお知らせいただきたいのですが、お願ひします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 促進区域と環境配慮基準エリアの実効性を持たせるために必要なこととの御質問でございますが、再生可能エネルギー促進区域の設定のためには、地方公共団体の実行計画（区域施策編）の策定が必要となります。また、環境配慮基準のエリアにつきましては、先ほど申しましたように、国と県によるエリア設定が必要となっております。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） やはり大事なことは、環境を守る規制をしっかりと乱開発をなくすということや、新たな開発ではなくて再エネの設備を設置するときに既存の施設や建物や、そういうものを活用推進するという方向性が必要ではないかというふうに考えます。そういう方向での検討を深めていただきたいというふうに思います。

次の件については、ちょっと進行上、割愛させていただきます。次に、③番「公共施設への再エネ設備導入計画について」、現況をお伺ひいたします。よろしくお願ひします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 10番石井議員の御質問にお答えをいたします。

市では、脱炭素社会の実現と公共施設の有効利用との側面から、再生可能エネルギーの活用につきまして本市も関わって、現在、作成されております茨城県の需給一体型再生可能エネルギー導入手引書、こちらが、今、作成されておりますので、それを参考に取り組んでまいります。

今後の予定でございますけれども、再生可能エネルギーとなる太陽光発電設備設置につきまして、本市の各公共施設で個別の調査等を実施していく予定でございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 12月の議会では、今年度中に県から手引書が示されるということに、そういう御答弁がありましたけれども、県から手引書はもう出されたのですか。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 2月に研修会資料として概要版のようなものが出されましたが、まだきちんとした形で手引書は出来上がっておりません。今年度内にできる予定ですので、それに従ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それでは次に、④番「再生可能エネルギー導入時の個人住宅への支援計画について」お伺いをいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 再エネ導入時の個人住宅への支援計画についてとの御質問でございますが、市では、脱炭素社会の実現に向けた取組として、電気使用に係る二酸化炭素排出量を削減するため、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーによる電気の地産地消を推進し、電気をつくり、電気をためて、電気を使うことを目的とした太陽光発電システムと蓄電池システムの補助を令和4年度から実施いたします。

補助内容ですが、太陽光発電システムは、1キロワット当たり2万円、限度額は8万円、蓄電システムが設置費用の3分の1、限度額15万円とする補助事業となります。

なお、本補助事業については、個人住宅における電気の地産地消を目的とすることから、蓄電システムの設置が必須要件となっております。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 昨年12月の議会で、私が個人住宅に対する支援制度導入計画の必要性を質問したところ、現在、支援を含め考えているところですよというお答えがありましたけれども、その具体化がなされて実際に進められる段階になったということは、大きな進展だったかなというふうに思っております。

世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度以下に抑えるためには、2030年までに大気中への温室効果ガスの排出を2010年と比べて45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成する必要があります。これは、国連IPCC（気候変動に関する政府間パネル）における1.5度特別報告書で示されたものです。既に、世界の平均気温は1.1度から1.2度上昇しており、残された時間はあまりありません。

日本政府の目標は、2010年比で42%であり、国連が示した世界平均水準の45%よりは低いものであります。2050年という先のように思いますが、2030年はあと8年先です。すぐです。市に置き換えると、2030年までに10年比で45%削減ができるように目標を設定さ

れるのがいいのかなと、その実現を目指すことが必要ではないかなというふうに考えます。

そのためには、森林の破壊ではなく、保全と公共施設や個人住宅などへ再エネ設備導入を促進し、同時に省エネを進めることが大切です。市の取組は県内では早いものと思われませんが、確実な達成に向けた取組が求められておりますので、達成に向けた努力を期待しまして質問いたします。

○議長（石松俊雄君） 以上で終わりでよろしいですね。

それでは、10番石井 栄君の一般質問が終了いたしました。

散会の宣告

○議長（石松俊雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日16日午前10時に開会をいたします。

なお、この後、3時20分から広報委員会が開催をされますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

本日は以上で散会といたします。

お疲れさまでした。

午後3時15分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 松 俊 雄

署 名 議 員 村 上 寿 之

署 名 議 員 石 井 栄